

令和 6 年 12 月 6 日 (金曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 12 月会議会議録

(第 4 日目)

令和6年度南三陸町議会12月会議会議録第4号

令和6年12月6日（金曜日）

応招議員（12名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
4番	須藤清孝君	5番	佐藤雄一君
6番	後藤伸太郎君	7番	佐藤正明君
8番	及川幸子君	9番	村岡賢一君
10番	今野雄紀君	11番	三浦清人君
12番	菅原辰雄君	13番	星喜美男君

出席議員（12名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
4番	須藤清孝君	5番	佐藤雄一君
6番	後藤伸太郎君	7番	佐藤正明君
8番	及川幸子君	9番	村岡賢一君
10番	今野雄紀君	11番	三浦清人君
12番	菅原辰雄君	13番	星喜美男君

欠席議員（1名）

3番 高橋尚勝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼 歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長	高橋伸彦君

保健福祉課長	及川	貢君
環境対策課長補佐	首藤	周君
農林水産課長	遠藤	和美君
商工観光課長	宮川	舞君
建設課長	及川	幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	山内	徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	宏明君
教育育長	齊藤	明君
教育委員会事務局長	芳賀	洋子君
代表監査委員	横山	孝明君
監査委員事務局長	佐藤	正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉	啓君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	正文
主幹	佐藤	美恵

議事日程 第4号

令和6年12月6日（金曜日） 午前10時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第32号 南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例
制定について
- 第 4 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第37号 権利の放棄について
- 第 9 議案第38号 権利の放棄について

- 第10 議案第39号 権利の放棄について
 - 第11 議案第45号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）
 - 第12 議案第41号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 第13 議案第42号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第14 議案第43号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第15 議案第44号 令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第16 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前10時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

30分遅れの開会となりました。円滑な運営に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。欠席議員、3番高橋尚勝君となっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤正明君、8番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

町長より議案第40号の撤回の申出があり、南三陸町議会会議規則第17条ただし書きの規定により、議長においてこれを許可いたしました。併せて、当局より議案第45号が提出されましたので、本日配付いたしております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第32号 南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第32号南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第32号南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は南三陸町神割崎キャンプ場の利用料金及び減免規定を見直したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） おはようございます。

それでは、私のほうからは議案第32号南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案書は10ページから13ページ、議案関係参考資料は17ページから23ページとなります。

まず、条例改正の背景といたしまして、本条例は平成18年に指定管理制度の導入開始に合わせ整備されまして、それ以降大きな改正は行われてきました。もう一つには、既に現在、大型連休などの繁忙期は予約が飽和状況にございまして、閑散期や平日利用の利用拡大が課題となっていること、そしてもう一つには、現行の減免規定に利用の回数の制限を設けていないため、仮に同一の方が長期間占用した場合でも、利用を制限できない状況にあるということなどが挙げられます。

これらの理由から、今回、減免規定並びに利用料金の見直しによる適正な施設運営と、地域住民のさらなる利用促進を図ることを目的に改正を行うものでございます。

具体的な改正内容については、議案関係参考資料の22ページをお開き願います。

前段といたしまして、今回の改正によりいずれの内容にも町内在住者と町外在住者の区分を新たに設けさせていただいております。

初めに、第12条、利用料金の減免におきまして、表の右側、改正後の二段書きの上段に町内在住者、下段に町外在住者の区分を設け、（2）から（11）の減免の率は、町内在住者が10割、それ以外は5割とするものでございます。また、同じく改正後の（4）（5）に介護保険施設の利用についてを追加。

続きまして、現行の（7）にございました、他の地方公共団体が主催して利用をする場合という内容を削除。

そして同じくその下段、（8）の高等学校または町外の小学校という部分は、右側改正後の（14）に記載のとおり、町内の高等学校が利用する場合という内容に改正するものでございます。

なお、改正後の欄外、下部ですね、米印に記載のとおり、これらの減免規定については、1年の間でそれぞれ2回の利用とさせていただくものでございます。

続きまして、議案関係参考資料23ページをお開き願います。

第11条関係別表第2の利用料金におきまして、まず表の下段、キャビンの利用料を御覧くだ

さい。

こちらの表中、令和3年度に建て替えを行いましたキャビンA棟の利用料金5,000円を、実費費用負担額に合わせまして8,000円に引き上げるものでございます。以下の区分の料金についても、これを基準に改正するものとなっております。

利用料金につきましても、減免規定同様に、町内在住者と町外在住者の区分を設け、利用料金の上限の額につきましては、過去10年間の施設維持管理に要した費用を積算根拠としております。これに対する町外在住者の利用実態並びに受益者負担額とのバランスなどを勘案いたしまして、町外在住者の利用料金を町内在住者の2倍に改正するものでございます。

なお、キャンプ場の利用料金につきましては、条例第11条第2項において、表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとされております。このため、改正後は通年で2倍とするというものではなく、1年を主にレギュラーシーズン、ミドルシーズン、ハイシーズンという3つのシーズンに分け、その稼働状況により段階的な料金設定となるよう指定管理者側と協議をしてまいりたいと考えております。

条例の施行日は、令和7年4月1日を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。及川です。

何点か質問させていただきます。

まずもって、この料金の件なんですけれども、改定後になりますと、ここの22ページ、22ページに（14）番、町内の高等学校が利用する場合5割とあります。その現行ですね、現行の（8）高等学校または町外の小学校もしくは中学校が児童生徒の教育活動のために利用する場合5割とあります。その上の7番目、地方公共団体が主催して利用する場合も5割となっています。

その辺が現行があったんですけども、改正後はそれがなくなって、高等学校だけが利用する場合5割とあります。その上の（12）（13）は、町内の保育所、町内のスポーツ少年団が利用する場合10割とあります。

やはりここは町内の子供たち、保育所、スポーツ少年団が利用する場合は5割でいいんだないかなと私的には思いますけれども、その辺、なぜこの10割にしているのかお伺いします。

それから、議案書の12ページです。

入場料についても、1泊の入場料、これも一般と高校生、中学生、小学生は同じ料金です。日帰りの場合は300円から200円、ここは100円減額になっております。団体の泊まりも480円と同額です。日帰りの場合は240円と160円で80円の差がありますけれども、高校生、中学生使う場合、やはり1泊の料金もここは減額したほうが100円でも差があったほうが、中学生、高校生、小学生、子供たちには減額すべきでないかなと思われますけれども、その根拠ですね、お伺いします。

それから、先ほどの説明の中で、キャビンのほうですね。長い期間使われているということもありましたけれども、1人の人が何日ぐらい泊まっているのか、その辺の実態をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、1つ目から答えさせていただきます。

まず、今回の改正、町外の小中高の部分については削除となっておりますけれども、町内の小学校・中学校については、改正後の（1）町の機関に含まれますので、同じく10割という形になっております。

13の部分ですね、町内のスポーツ少年団が利用する場合というのも10割ということになっておりますので、町内のお子様、保育所・幼稚園・小学校・中学校、そして今回、高校も含め5割から10割の減免で利用ができるという内容になっております。

2つ目の入場料に関しましては、これはこれまで同様据置きで、今回は改正はしてございません。ですので、あくまでも利用と入場の部分、特に大人・子供関係なく、施設に入場する部分の料金となっておりますので、これはそもそもそこに差は設けてございません。

それから、3つ目の減免の実態ということなんですけれども、様々ですが、障害をお持ちの方で、年間ですね、平均するとお1人が使うのは大体二、三回程度なんですけれども、やはり実際に長い方ですと10回以上年間で御利用になられる方もいらっしゃるということになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 改定後の1番に町の機関が利用する場合10割ということだから、下の11、12、それも10割にしたということなんですけれども、これ果たして町の機関が利用する場合と課長は解していますけれども、この下の12、13番は子供たち、保育所、それからスポーツ少年団です。使うとすれば、機関で使うのではなく個人が使うという判断になると思うんですけれども、それとも園自体で使うことを指しているのか、町のスポーツ少年団が利用する場

合って、個人でも同じことだと思うんです。それが10割になっているので、ここは5割でもいいのかなということ……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、減免の割合です、これは。支払いの割合ではなく、減免です。

○8番（及川幸子君） 減免ですね。そうであれば、私の勘違いでした、今のは。

さらに、今、障害者という話がありましたけれども、障害者は分かります。10割の減免ということなので、ただキャビンのほうで、占有して長いスパンどのぐらい使われているのかなって、先ほどの課長の答弁ですと、長く使われる場合もあるということなので、その辺、かえって使われたほうが空きにしているよりもいいのかなと思われますけれども、その辺、再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほどと重複しますけれども、多い方ですと年間に10回を超える御利用になっていると。

おっしゃられるように、空いているよりはいいという考え方もあると思うんですけども、その場合10割の減免対象者ということで、仮にこれが繁忙期でもその方が予約を先に入れた場合、同じく無償での利用になってしまふという現状がございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、繁忙期でかぶってしまうというお話をしたけれども、どれぐらいの影響があるんですか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 必ずしも連続して御使用になられるわけではないので、例えば回数で言いますと、ただいま申し上げたように、例えば10回使った方が、例えばキャビンで申しますと、仮に5,000円のキャビンに泊まられたとすると、料金的には5万円のマイナスという形になります。

○議長（星 喜美男君） 終わりました、3回。

ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まずお聞きしたいのは、今回というか、町内と町外に区分したわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、キャンプ、その他利用ですから、利用のウエートというんですか、町内の方が1割とか、2割とかでしょうから、少なからず利用があるからこういう設定になったと思うんですが、そこをお分かりでしたら。

あと伺いたいのは、例えば複数で利用した場合はどうなのか、町内的人が1人入って、あとほかのメンバー、キャンプですからそういったところはどういうふうな、それは管理者の采配というんですか、そこもあるんだと思いますけれども、ただこういった改定なさる場合は最小限どういった形なのか、そこを伺いたいと思います。

あと、先ほど課長の説明では、シーズン、ハイシーズンという、そういうことで料金の云々ということあったんですけども、ここに表示された金額というのは、マックスと捉えていいのか。お客さん少ないときは、管理している人か、町のほうかどうか分かんないんですけども、許可をあれしてもっと安く使えるのか、そのところを確認したい。

あともう1点、この今回の改定料金なんですけれども、これまで維持費等かかった分とかを勘案して設定したという、そういう説明もありました。

ただ、そこで伺いたいのは、ちなみに今ブームというか、あれで近隣のキャンプ場もあると思うんですよね。そこでそういったサイトとか、キャンピング料金の利用料というのは、近隣のキャンプ場との少しばかりサーチをしたのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、町内・町外の利用の割合ですけれども、町外がおおむねほぼ9割近いです。町内の方の御利用が1割ほどとなっております。

2つ目、1つのグループで町内・町外が混在していた場合ということなんですけれども、あくまでも想定しているのは、受付に代表者として申請された方の所在地というふうに認識しております。

3つ目、シーズンの区分につきましては、議員おっしゃられるとおり、表示のものはあくまでも上限マックスという形になります。それで、先ほどの説明にも申し上げましたとおり、指定管理者が町長の承認を得て、その範囲内で上限の範囲内で料金設定ができることになっております。

ちなみに、先ほどお話したハイシーズン、恐らく上限ぐらいの価格だろうと思われるの年には2回です。最もピークな5月のゴールデンウイーク、それから8月のお盆時期ではないかと想定しております。

それから、近隣の状況ですけれども、私どももこの条例改正に関しましては、岩手、福島、宮城、相当のキャンプ場の実態を調査しつつ今回の内容になりました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 最初のウエートの件、分かりました。

そこをマックスの料金ということでしたんですけども、ただ、ゴールデンウイークとお盆のあたりはマックスというんですけれども、そのほかの料金体系というのは、利用する人たちは、多分ネット等であれするんでしょうけれども、そのところがどのようになっているのか。例えば、明日泊まりたいとなったら、その料金が出てるのか、そしてちなみに予約するときは多分1か月とか何日か前でしようから、そういったときの料金を伝えるにはスムーズにというか、なるのか。例えば最初から、よく昔の宿泊旅館とかホテルだと、土日は2,000円増しですよとかとなっていたと思うんですけども、そういった分かりやすい形ですると利用する人も、今の時代こいつで何でもできるんでしょうけれども、私はちょっと古いもので、そういったところを少し確認させていただきます。

あと、やはり近隣のリサーチということでなさったという答弁あったんですが、今回のマックスではあるんですけども、どうなんですか。ほかの近隣と比べて、ほぼほぼ著しく高いとか、そういった部分があるのかないのか、その辺確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず1つ目ですね、現在、神割崎キャンプ場の予約はほぼネット上です。ナップという予約サイトを使用しておりますけれども、利用希望月の3か月前から予約が可能になっていて、今ネット上では料金も同時に出てきますので、直前になって料金が変わるとか、そういったことはございません。予約のサイトをオープンするときはもう価格が設定してあるような状況になっております。

2つ目、他と比べてということなんですかね、どちらかというとこれまで他と比べて著しく低かった状況です。なので、今回の改正で他県や県内とも比較し、ようやく平均的な価格設定になるというような状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで、最後のこれまで低かったけど並みになったということ、それだけよそのキャンプ場に、今もそうなんでしょうけれども、遜色ないようなそれなりのサービスをしていくということも大切だと思われますので、そのところは指導を兼ねてしていっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 新しく料金改正ということで、他県との平均的な価額に追いついたとい

いますか、なったというお話がありました。

私聞きたいのは、今、指定管理されている団体ありますよね。その団体との話し合い、これを設定するに当たりまして、金額、了解まではいいんですが、こういうふうに町のほうでは考えていますよという話ををしておるのかどうか、指定管理者と。

それと、この料金、町内・町外、額が今までのよりもかなりの額が高くなっているわけですが、これによって指定管理者というか、この収入の面で現状の利用をするお客様、お客様というか、方々の数、大体計算すれば分かると思うんだけども、どれぐらい見越しておるのか、その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず、1つ目の今回の改正に当たっては、もちろん内部、役場内部で協議を重ねてきましたけれども、指定管理者については、現状、現地の状況の聞き取りなどはもちろんしております。そこからお客様の声ですとか、そういったのは指定管理者からの情報をいただきながら検討してまいりました。

それから、2つ目の収入なんですけれども、これはあくまでも現在の入り込みが維持されたものと想定して、改正になった場合、向こう5年ぐらいで約400万円ぐらいの増にはなるのではないかと見込んでおります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） そうすると指定管理者の状況とか内容を聞いていると。金額のことはお話をされていないということですか。今度、この設定に当たって、町としてはこれぐらいを考えているんだが、どうでしょうかという御意見は聞かなかったという解釈でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） どうでしょうかというよりも、この辺が、例えば、一般的な料金だということの共有はもちろんございます。一切金額のことに触れないとかっていうものではないです。（「話はしてあるということ」の声あり）はい。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書のほうは14ページとなります。

議案第33号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和6年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約。

契約金額、6,600万円。

契約の相手方、阿部藤建設株式会社でございます。

議案関係参考資料24ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうでは、工事の概要等を説明をさせていただきたいと思います。

3点目の工事の概要でございます。

施工延長、100メートル。

掘削工、4,000立米。

モルタル吹付工、290平米。

鉄筋挿入工、136本。

横断水路、5メートル。

仮設防護柵工が581平米、撤去でございます。

14番、工事の期間でございますが、令和7年3月31日までとしてございますが、来年度に明許繰越事業となる予定でございます。

続きまして、25ページをお開きください。

25ページのほうには、工事の位置図を添付をさせていただいてございます。

もう1枚おめくりいただきまして、26ページには、先ほど御説明を申し上げました、工事内容について、赤着色で工事数量、工事区間のほうの平面図を、27ページにはその断面図を添付をさせていただいてございます。

28ページには、工事請負仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、6,600万円ですけれども、ここに延長が100メートルということなんですけれども、この議案の次のページにもあります、増額の。

これ、この図面を、25ページの図面を見ますと、あと1キロメートルぐらいなのかなと、私の目が節穴かもしれないんですけども、その辺、あとどのくらいでこれは国道の橋につながるのか、後ろの次のページのも関係ありますけれども、完成見込み、あと何年ぐらいかかるのかということをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目でございます。

今回は1期工事ということでございますので、1期工事区間につきましては1.5キロメートル、それと、事業は来年度まで継続の予定としてございます。

それと、2期工事ということでございますが、2期工事につきましては、国道398号線まで約1.1キロメートル、これはあくまでちょっとまだ詳細等々予算組んでおりませんので、あくまで概算ではございますが、今までの国からの交付金額等々をちょっと加味をいたしまして、概略で想定をいたしますと約10か年、今の私のちょっとあくまで試算でございますので、そのとおりいくかどうかというところはございますが、令和17年度の完成を見込んでおるというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 令和17年度ということは、今、令和6年、かなりの年数かかるんですけれども、これは私が議員になったときからの懸案事項で、1号線はとにかくよそを綱引きしないで、この1号線をやりましょうということで、暗黙の了解があるわけです。

今、聞くわけですけれども、昨年は増額、社総交などを使っても増額がありましたけれども、今度、小野寺議員が政調会長をしていますので、その辺にお願いして予算の高額予算をつけるとか、これを令和17年待たないで早期着工に行くような施策を考えられないものか。

そういうせっかく代議士が政調会長もしているので、そういう努力というものがあっていいかと思われるんですけども、そこは町長にもお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺の施策といいますか、要望といいますか、そちらにつきましては、今まで毎年のように町長自ら、国・県に出向きて、それぞれ関係部署のほうに数多く要望をしておるところでございますが、なかなか実際の配分という話になりますと、なかなかちょっとこちらの思惑どおりちょっとといっていないというのが実情でございまして、今までの第2期工事につきましては、第1期工事から大体年平均、それに年々物価上昇というのが重なってきてまいりますので、それらもちょっと若干加味した上で算出して、大体年平均、このぐらいずつ交付していただけるんじやないかというのを見越しますと、やはりどうしても10年ぐらいはかかるてしまうということで、あくまで、これは確定ではなくて、私の現段階での試算ということで御認識をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何十年の懸案でここやっていますけれども、努力しているということは分かりますけれども、三陸道から役場までの道路、社総交を使いながら、私から言わせれば、もう簡単にできました、3年、4年で。

そういうことを考えた場合、今の課長の答弁は理屈にならないんでないかなと、私は思うんです。

そういうわけで、町長にもお伺いします。3回目なので、この辺、今、政調会長の代議士にも相談しながら、早くできる方法を考えてももらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 政調会長とか何とかという、そういう肩書ではなくて、これまで今、

建設課長お話しましたように、予算の獲得についてはこれまでもやってまいりましたし、これからも引き続き進めていくということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それと、蒲の沢2号線、それと平磯連絡線につきましては、交付金の復興枠ということで、横断1号線は通常枠でございます。前2件につきましては復興関連ということで、今回の横断1号線とは別枠での予算配分となつてございまして、その関係上、どうしても通常事業ということになりますと全国ということになりますので、その中から宮城県配分、宮城県配分の中からまた各市町村への配分ということになつてしまつますので、何でしょうか、私どものちょっと裁量の範疇ではちょっと何ともしようがないというような現状でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 請負契約の適正かどうかというような観点からちょっとお聞きしたいんですが、従来この会社、法人ですね。何度か契約を結んでおった。そのときの代表者の名前、記憶にあるんです。

今回、次のページの変更契約の中にも代表者の名前が変わっておった。

この会社、法人に大変詳しい方からのお話を聞きますと、社長が、代表取締役代わつたといふお話をでした。どこにいるかと言つたら、仙台の人だということあります。それはそれでいいんですね、どこに住もうが。

ただちょっと私分からないで質問するんですが、株式会社ですから株があるわけですよね。その保有株といいますか、その株の保有する法人、個人に町としての契約する際に関係が出てこないのかどうかということです。

課長、分かつぱが、言つてのこと。

要は、会社はあると、登記もされている。別会社が大部分の株を保有している場合、それはそれとして関係ないんだ、請負契約する際に。あくまでも登記簿が、あれは何だ、全部証明書といいますか、見れば分かるんですけども、それがあれば契約はできるんだという法的根拠お分かりでしたら、こっちも知りたいんです。その辺のところ、お分かりでしたら。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、法的根拠といふか、書類その他ちょっと詳しいところちょっと存じ上げていない部分がございますが、一般の大手企業さんであつてもやはり株式制ということがございまして、各社によって自社持ち、あとは株主さんが持つている分とい

うことで、それぞれあるわけでございますので、株の保有等また法人としての位置づけというのは別物とちょっと考えてございますので、法人として登録、あとは建設業の許可をいただいておりますし、経営事項審査も受けていらっしゃるということで、契約することには何ら問題ないというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 冒頭申し上げていた、要は、町と法人との請負契約なんですね、請負契約。その際の先ほど言った法的根拠というのは、間違いなく大丈夫なのかという、私どもはチェック機関として機能を果たさなければならない。やった後で、いやいや実はこうなんだとなってくると、これ、多分大丈夫だろうというふうに思います。思いますけれども、果たして本当かやという確信を得たいわけですよ。

ですから、法的根拠はこういうことになっているから大丈夫だということを、課長、はつきりとおっしゃることができるかどうか。

法令担当、今日来ていないのかな。

総務課長、企画課長、その辺、ちょっと確実に安心したいわけです、議員として、議場として。こういうこともあっても大丈夫なんだと。株が全部別会社がいったよとなっても大丈夫なんだと、登記簿謄本さえあればいいのだと。

ところが、いろいろ案件によってはそうではない問題も出てくる可能性があると、その辺。言っていること、分かっぺが。私もしゃべりべたなものだから、相手方に通じないでないと、それ一番心配しているんだけれども、大丈夫ですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 私のほうからお答えをさせていただければと思うんですが、請負契約を締結する前段階といたしまして、例えば制限付き一般競争入札でございますれば、いわゆる制限といったものを設定させていただいてございます。

先ほど三浦議員お話しございましたとおり、例えば南三陸町内あるいは宮城県内に本社等の事業所を有する法人であるかどうかと、そういう形でその中に様々要件を設定しております、その段階でその持ち株の比率ですとか、そういうことについては特段影響する内容では一般的にはございません。

また、そもそもその当該法人がそうした請負契約を締結できる相手方であるかどうかの一義的な判断というのは、やはり三浦議員お話しされましたとおり、基本的には登記されている事項で、その会社の事業概要といいますか、目的等がしっかり登記されてございますので、

例えば何々会社であってもそういった工事関連はできるけれども、よくありますのは役務の提供はできないとか、そういったことが約款等でも定められてございます。

一般論で大変恐縮でございますけれども、何法の何に触れないからといったお話ができなくて恐縮ですけれども、基本的にはそういったそもそも会社として事業として成立するものであれば、特段その契約に影響することはないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第34号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第34号の細部説明をさせていただきます。ページ数は15ページとなります。

工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的、令和5年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約金額、変更前1億9,960万6,000円。変更後2億1,927万700円。1,966万4,700円の増額と

なるものでございます。

契約の相手方につきましては、阿部藤・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料29ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうに変更の主な概要についてを掲載をさせていただいてございます。

道路土工におきまして、施工範囲の調整に伴うことということで1,700万円の減、あとり面工におきましては、工法変更、施工範囲の調整に伴いまして1,300万円の増、排水構造物につきましては、横断排水工の増ということで1,300万円の増となっておるものでございます。

あとは技術経費といたしまして、のり面工法の検討といたしまして、ボーリング3本を含む調査費用・検討費用の増ということでございます。

この技術経費につきましては、工事を進めていきます中で、計画と実際の地盤がちょっと若干変更が見られたと。主な要因といたしますと、山を6段・7段削りますので、調査時点ではきれいな岩質だったかとは思われるんですが、上の掘削によりまして重量を取り除くことによつた、多分圧力開放に伴う節理ということだと思うんですが、節理が想定よりもちょっと多いということもございまして、ボーリング調査を再度行って、工法の検討を行つたというものでございます。

合わせまして、約1,900万円の増となるものでございます。

続きまして、30ページをお開きください。

30ページのほうには、今回の平面図、断面図を添付をさせていただいてございますが、平面図のうち、赤着色ですね、赤着色部分が今回の施工範囲ということでございまして、まず、左上のほうでございますが、横断排水工の増ということでこちらのほうを増工をさせていただいてございます。

それと、測量範囲の調整ということで、この黄色着色部分につきましては現行で、赤着色部分の工法変更ということでございます。

下のほうの断面図でございますが、断面図の左端のほうの断面、下からのり面2段目、3段目の施工ということでございますが、岩質の変状に伴つてどう工法を変更するのかということで、写真をちょっと掲載はさせていただいてございます。

中ほどより右側でございますが、変更前につきましては、岩質が良好という計画でございまして、張りコンクリート、金網枠を現地のほうに張りつけをして、そちらのほうにモルタルを吹き付ける工法としてございましたが、圧力開放が原因と思われる節理がちょっと見られるということもございまして、右側の鉄筋挿入、あとは支圧板をつけまして安定を保つ

というような工法に変更するというものでございます。

それと、31ページには工事請負変更仮契約書のほうを添付をさせていただいてございます。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

30ページの図面の中からなんですかけれども、変更前と変更後の施工例が載っておりますけれども、これ設計の段階でこういうことが分からなかったのか、いつの時点でこれが確認されたのか、その辺お伺いします。

大分変更後の施工例を見ますと、大分上のほうかなあと思われるんですけども、その辺の確認もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当初の計画におきましては、もう少し岩質がしっかりしたものということで、ボーリング調査、あとは弾性波調査というやつ、衝撃波で土質の状況を確認するという工法を基に設計をしてございましたが、現段階で上から5段目の中ほどまで施工をした段階で、岩盤のほうに節理がちょっと見られるということで、ちょっとこれは不安定な構造になって、このままの当初の設計どおりですと、ちょっと不安定な構造になる可能性が非常に高いということで、ボーリングを3本追加をいたしまして岩質等を確認をいたしました結果、やはり当初計画の張りコンクリートではちょっとたないということになりました、今回、鉄筋を挿入いたしまして、モルタルもモルタル吹き付けをした上に鉄筋を挿入して、それに支圧板、あとはナットでとめるというような方法でございますが、そういった方法に変更をする必要があるということで、これは費用対効果も見込んで最小の費用で最大の効果ということで、この方法と決定をしたものでございます。

それと、これ写真、随分上のほうじゃないかという御質問でございますが、これはあくまで他工事の参考事例として、当初はこういった形になる予定だったのが、こんな形に変わりますよということで、これは現地ではなくカタログ等に載っております工法の写真を参考までに添付をさせていただいているということでございますので、御理解をいただければと思います。（「いつ発見したんですか」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。1番目でちょっと回答がごっちゃになってしまいまし

たが、下から3段目、2段目の今回工事でございますが、下から3段目の中ほどまで施工を進めてきた段階で、ちょっと節理が多いというのが判明したことから、その時点で調査をしないとこれはちょっと危ないぞということで、その時点で判明したということでございます。

（「それは時期がいつですか、何月」の声あり）

時期といいたしますと、すみません、何月だったかな、7月、8月頃でしょうか。その段階におきましては、一応請負業者さん等と御相談をさせていただきまして、ちょっと指示書という形でその辺の調査等を行っていただいておるものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、費用対効果を考えてと課長おっしゃいましたけれども、安全面、最初は安全面だと思うんですよね。安全面を考えて、こういうふうに変更になったという、私は解釈でいるんですけども、費用対効果であればこれは増額にならないかと思うんですけども、1,900万円の増額ということは、この工法が頑丈だから上からの崩れがないということで、100%そういう考えてよろしいでしょうか。安全面を考えた上で、こういう施工になつた、変更になるということよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当然ながら費用対効果も議員おっしゃるとおり、費用対効果以前の問題として安全性というのは、当然ながら担保した上でそれに対応する工法の中で費用対効果というお話でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それと、当然ながら通常考えられる地震等の変状におきましても、構造計算等はなされてございます。ただし、昨日の排水の問題ではないですが、100%というお話でございましたが、どんな事象においても絶対大丈夫というのは、大変恐縮でございますが、この世の中、なかなかございませんので、そこは御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここだけでなく、まだ令和17年までの計画というので、まだまだあるわけですよね。長くなればなるほど部材の高騰とか経費がかかり回ってくるわけです。そういう懸念もあるからここでいろいろと聞くわけですけれども、なるべく早くここを完成できるように努力していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

29ページのこの技術経費ということで、先ほど課長から説明あったんですけれども、この工事する前も多分調査したと思うんですけども、そのときには大丈夫だったから始めようとしたのだと思います。

この工事始める前のこの調査料というのは幾らだったんだか、そして、今回こういった計上があるということは、この共同体の企業さんで調査できるのか、できたのか、その辺、まず第1点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この設計の一連の流れで全体的な設計をしておりますので、ちょっと今、調査費用についてはちょっとこの場で持ち合わせてございませんが、調査につきましては受注者さんのはうと御相談の上で技術経費という形で調査を行っていただいていると。

内容は、当然ボーリングであったり、あとは設計であったりと、比較検討であったりということもございますので、一部といいますか、外注にならざるを得ないという部分はございますが、これは一般的な設計業務等におきましても一部外注というのはあり得る事象でございますし、やはりなるべく工事を円滑かつスムーズに進めるためには、こういった事象も過去にも防災集団移転の団地造成やっている際にもやはり同じような事象がございまして、なかなかまたそれを別に調査・発注ということになりますと、工事がストップしてしまうと。長期にわたってストップしてしまうということもありますので、過去におきましても同様の事例の場合は技術経費として調査・検討費を工事費の中に計上して行なっているというような実績もございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 普通、民間というか、考えると、最初の調査が思わしくなかったという、瑕疵があったような感じと受け止めるんですけども、そこは大丈夫なのか。今回またこういった調査をしなきやならないということですと、本来ならば、先ほど課長答弁あったように、なるべく早く工事を終わらせたいという、そういう思いは分かるんですけども、やはりこういったチェックする上では、最初に調査して、それが思わしくなかったからこういうことになったんでしょうから、その調査方法に関してと、あとは、順番としてどうなんだか。私らとしては以前の折立漁港の地盤改良じゃないですかけども、やったかやらないか分からぬような形で、そして、この1,000万円増額になるということは、疑っているわけではないんですけども、ちょっと町民の方たちに説明する上では説明しづらいので、そのところもこの3本とか打ったんですよね。だから分かったのかどうか分からないんですけども、

そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当初設計が違っていたんじゃないかということでございますが、当初設計時点では適切な設計となっております。

これは工事現場によくあることでございますが、変更変更ということで、よく議案として上程をさせていただいておりますが、なかなか特に土の中ですと、全てをちょっとまず調べ切れないという部分もございますので、どうしても実情に合わせた変更が大なり小なり伴つてくるというのが工事だと考えてございます。

当初の細部説明でもちょっとお話をさせていただきましたが、これ確実という話ではないんですが、状況的に6段、7段ある山を切りまして、だんだん下げるというような状況でございますので、調査当時はしっかりとした岩盤であったものがだんだんだんだん上のほうの重しを取られることによって、俗にいう圧力開放と呼ばれるものでございますが、それに伴つて岩盤に節理が生じたものというふうに解釈をしてございます。

ですから、工事の実施に伴つて発見されたといいますか、分かったということでございますので、当初からおかしかったんじゃないかということではございません。

それと、調査のほうにつきましては、ボーリング調査を3本ということで、これは地質の調査でございますので、くいを打つとかという話ではなくて、試料を採取をいたしまして、土質、岩の性状を調べた上で、当初の計画どおりののり面保護工で大丈夫なのかどうかという確認をしたと。

その結果といたしまして、当初の計画だとちょっと安定性に欠けるということでございますので、今回の変更ということでございます。

これはなかなか確かに一般住民の方にどう説明すればいいのかというお話をあろうかと思いますが、工事におきましては、そんなに数は確かに全部の工事というわけではございませんが、私どもとしてはあって当たり前というとちょっと語弊がありますが、あってしかるべきというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体今の課長の説明で分かりました。

やはり課長も安全・安心第一に工事を進めるということで、こういう見直しになったと思うんですけども、ただ、先ほどの説明ですと、見えない部分だったからこういうふうになつたという、そういう説明もありましたけれども、同じこの工区の惣内に行く手前のほうの切

り株は見えていて、何か取らなきやならないって、そういう状況に陥ったという記憶もありますので、覚えています。そういう変更等もあるので、今回見えなかつた部分ということもあるんでしょうけれども、十分調査して安全な工事を進めていっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺は重々肝に銘じまして、今後とも安全第一ということで、工事のほうは進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第35号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第35号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度南三陸町スポーツ交流村整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書は16ページとなります。

議案第35号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和6年度南三陸町スポーツ交流村整備工事でございます。

契約金額、変更前2億3,650万円、変更後2億4,035万円。385万円の増額となるものでござ

います。

契約の相手方、旭洋設備工業株式会社志津川営業所でございます。

続きまして、議案関係参考資料32ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうに主な変更内容を掲載をさせていただいてございます。

今回の変更につきましては、建築工事におきまして、更衣室及びトイレの壁の塗装の下地に使ってございます接着剤におきまして、アスベストがちょっと含有されているということがちょっと判明いたしましたことから、今回、改修に当たる部分の106平米につきまして、塗装を剥がしまして、アスベストが含有されておる接着剤を除去した。その工事分が増工となつたというような内容のものでございます。

続きまして、33ページをお開きください。

33ページのほうには、1階の除去ということで、女子トイレ室、あとは女子更衣室、男子更衣室、男子トイレ、それと多目的トイレということで、赤枠で囲んでございますが、この更衣室、トイレ全ての壁ということではなくて、一部多目的トイレであったり、既存のトイレですと目隠し板であったり、そういう位置の変更に伴いまして、どうしても壁面の一部を改修しなければいけないという部分につきまして、アスベストのほうを除去させていただいたということでございます。

続きまして、34ページをお開きください。

34ページにおきましても、女子トイレ、多目的トイレ、男子トイレということで、合わせまして平米数としますと106平米のアスベスト除去のために増工となったものでございます。

参考までに申し上げますと、アスベストはレベル1からレベル3までございまして、今回の案件につきましてはレベル3ということで、通常の状況では飛散するおそれがないと言われておる構造でございまして、常用使いには問題がないということでございますが、今回壁の位置変更等々に伴いまして改修工事を行うと。つまり既存の壁等を一部壊したり、接ぎ直したりということで、どうしてもその際に塗装面を剥がして作業ということになりますので、どうしてもそのアスベストが露出してしまうということがございましたので、その改修となる部分のみアスベスト除去をしまして、壁を撤去して、新たな壁を設けまして仕上げるというような状況でございます。

ですから、ほかの壁にもそうすると含まれているんじゃないかという御懸念等あるかと思うのですが、今回の案件につきましてはレベル3ということで、現状で飛散するおそれのないものということでございますので、参考までに申し添えさせていただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

今回の増額は、アスベストということですけれども、ただいまの説明でレベル3ということですけれども、トイレ、更衣室、これは場所としては分かりました。ただ、これが今回上がることによってほかの教育委員会にも関係あるんですけれども、アリーナの中にアスベストはどこにどのように入っているのかということも確認なされたのか、ここの修理する部分だけが出てきたものなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まずは、今回の工事に係る部分につきましては、ちょっと私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

今回、改修に当たりまして、アスベストが含有されているかどうかということも工事の内容の中に含めて発注をしてございまして、その結果としまして、このトイレ、あと更衣室の壁の塗装の下地ですね、接着剤に含有させているということが判明したことから、除去の必要があるということで、今回変更となったものでございます。

全体的な建物の件につきましては、教育委員会事務局のほうから御答弁をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） アスベストの建物全体の含有の件なんですけれども、平成29年度に学校施設等を含めまして改めて調査を実施した中にベイサイドアリーナも含まれているとは思うんですけども、今ちょっと詳しい資料はないんですけども、その調査時点では志津川小学校と入谷公民館にちょっとアスベストがあったということが確認されてはいたんですけども、ただ、志津川小学校については、先ほど建設課長がお話した内容と同じで、通常使う分については飛散の心配がないということで、例えば壊したりとかして改築する場合はそれなりの措置を取りながら工事を進めていかなければならぬということが分かっている状況です。

入谷公民館については、御存じのとおり、そこは閉鎖して、その後、使用はしなくなったというところでありますので、それを考えますと、ベイサイドアリーナも通常使う分について

は飛散の心配がないということを確認できているのかなと思いますけれども、ただ、今先ほども言いましたように、詳しいちょっと資料が今手元にございませんので、申し訳ありませんが、ここまでのお回答とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの局長の説明で分かりました。

その中で、以前から私も気についていたんですけれども、入谷公民館、あそこはずっと目的達成終わってしばらく放置しておりました。解体するのにアスベストの影響があるからということは、私も認識しておりますけれども、それをいつまであのままにしているのか。関連でお伺いしますけれども、何のとき解体するのか。今ずっとあのままなんですけれども、（「この議案に関係ない」の声あり）だから関連でお伺いしますと、今アスベストのことなお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 答弁できますか。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 旧入谷公民館、いわゆる林業村落センターという形で整備をさせていただいた施設にアスベストが含有されているということで、新たな入谷公民館を整備させていただいたという経緯でございます。

その上で、林業村落センターという建物の処分の在り方についてでございますけれども、いわゆる耐用年数といったものもまだ残存してございますし、いつまでどういった形であれば国費等と照らし合わせた場合の手続が容易に進むかといったものを、今、国・県含めて調整中ということに変わりはございません。

なお、御参考までに申し上げますと、直ちに何かしらアスベストが周囲に飛散するといった状況でございませんので、引き続きしっかりととした管理を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） アスベストの話、今ありましたけれども、事務局長の答弁だと、様々な状況は分かっていたと、アスベストが含まれているというのもあるし、それから、安全面も確保されていると。

ただ、今回の発注に当たって、そもそも設計の段階でこのアスベストの調査はやっていないんですよね。手元に資料がありませんという話と、今回を設計して工事に至るまでの間で調査というものはきちんと行われないまま工事発注に至ったというふうな解釈でよろしいです

か。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 今回の発注というか、設計に当たっては、そこの場所に、今回の施工場所にアスベストが使われているかどうかまでの調査はしておりません。

ただ、先ほどお話しましたように、平成29年度の調査ではベイサイドアリーナについてはアスベストの心配はないというようなことになっているのではないかということで、すみません、そこについては、そのときにベイサイドアリーナも調査対象にしていたかどうかというのの確認が今取れないということで、先ほどお答えさせていただいたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） そういう進め方は普通なのと、今率直に思いました。

昨日今日始まった話ではないと思うんです。いろんな経年してある既存の建物を改修するにしても、壊すにしても、アスベストの話というのはもう5年以上も前から出ている話で、何度も何度もやり取りされる中で、果たしてこういうふうな工事の進め方というのは正しいのかどうかというのは、率直に今疑問に思います。

それと、建設課長が答えづらかった部分というのは、そういったところのやり取りの中でちょっと出てきているのかなあと率直に思いますけれども、安全を確保するために、また新たにきちんと建物を維持管理していくための必要な工事ですから、その辺に関しては別に申すところはないですけれども、ちゃんとした手順を踏まえてしっかりと進めていただかないといけないなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 議員お話しのとおりですね、アスベスト問題については、過去、昭和62年あたりから社会問題となりまして、平成26年にも法改正などがなされまして、新たにそういう調査対象になっていた経緯も考えますと、確かに今回の工事に当たっては、そういう法改正の前に建てられたベイサイドアリーナということでもございますので、その辺をしっかりと確認した上で工事の設計を進めていかなければならないなということを思っているところです。

今後においても、このベイサイドアリーナだけではなく、様々老朽化施設の改修が控えていますので、しっかりとアスベストの調査も加味して、安全に進めていけるように事務をとっていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後1時54分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第36号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第36号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和7年4月1日から5年間、南三陸町神割崎キャンプ場を管理する指定管理者を指定したいことから、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、議案第36号公の施設の指定管理者の指定についての細部について、御説明を申し上げます。

なお、初めに私から指定の相手方を選定するまでに至る手続等について御説明申し上げまして、当該指定の相手方となる団体の概要等につきましては商工観光課からの御説明とさせていただきますことを御了承をお願いを申し上げます。

改めまして、議案書の17ページ、議案関係参考資料は36ページ目を御覧願います。

初めに、議案書に1として記載のとおり、この議案におきまして指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、南三陸町神割崎キャンプ場でありまして、当該公の施設の設置及び管理そのものにつきましては、南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例、平成18年南三陸町条例第14号に基づくものでございます。

議案書に2として記載の本件において指定管理者として指定する団体につきましては、一般社団法人南三陸町観光協会でございます。

議案書に3として記載のとおり、本件における指定の期間につきましては、令和7年4月1日からの5年間でございます。

続いて、議案関係参考資料を御覧ください。36ページでございます。

本件におきまして指定の相手方を選定するまでに至る手続等について、一覧としてお示しをしてございます。手続そのものの根拠につきましては、地方自治法のほか、南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年南三陸町条例第11号、その他でございます。

議案関係参考資料に選定経過としてお示ししてございます部分について御説明申し上げますと、まず、本年6月25日開催の令和6年度第1回南三陸町公の施設の指定管理者審査委員会におきまして、指定管理者の募集方法並びに候補者の選定基準及び審査基準について審議をし、指定管理者の募集方法については公募によることとしましたほか、選定基準及び審査基準について定めたものでございます。

なお、この審査委員会の構成について申し上げますと、南三陸町公の施設の指定管理者審査委員会設置要綱に基づき、委員長は副町長、副委員長には総務課長があたり、その他町の職員といたしましては、環境対策課長、会計課長、上下水道事業所長及び病院事務部事務長並びに教育委員会事務局長の5名、さらに民間の委員といたしまして、新みやぎ農業協同組合南三陸統括営農センター長並びに宮城県漁業協同組合志津川支所長のお二方に御参画をいただいてございます。

本年8月1日から9月27日までの間に担当課において申請を受け付けたところでございます。資料の表中に申請者数として記載のとおり、1の団体から申請がなされたものでございます。

続く本年10月17日におきまして、第2回目となる審査委員会を開催し、候補者の選定として申請者による、いわゆるプレゼンをいただきながら事業計画その他の提案内容について審査

を行ってございます。

この審査におきましては、資料の表中に審査項目として記載のとおり、大きくは8つの項目について審査したものでございます。

審査結果につきましては、既に町のホームページでも公表をいたしているところでございますが、各委員100点満点により審査し、その平均点は80.4点でありました。あらかじめ定めた合格基準を上回りましたことから、指定管理者の候補者として選定したというものでございます。

以上が選定までに至る手続等でございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、私のほうからは事業者の概要等について説明させていただきます。

指定管理者の候補者である一般社団法人南三陸町観光協会は、現在も同施設の指定管理を担っておりまして、平成21年に法人化され、宮城県知事登録第3種旅行業を登録している事業者でございます。

現在の会員数は137名、役員数が25名、常時雇用職員が36名、臨時雇用職員が14名で、主に旅行業並びに地域PR事業、物産振興事業等を行っております。神割崎キャンプ場のほか、令和4年10月からは南三陸町東日本大震災伝承館、南三陸3.11メモリアルの指定管理業務も担っております。

当該事業者は、平成27年度から神割崎キャンプ場の指定管理業務を担っており、観光協会ならではの情報発信力並びに営業力等により、営業開始初年度と比較をいたしまして、入り込み数で274%、利用料で407%の増加率を図っております。また、指定管理料においても、当初の750万円から600万円まで、約20%の削減を図るなど実績を重ねており、お客様に安全・快適にお過ごしいただけるよう日々努めていただいているところでございます。

以上、事業者の概要説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何点かお伺いします。

まずもって、資料の36ページ、選定の経過ということで企画課長から説明ありました。その中で、1回目の募集方法の決定は令和6年6月25日に行っております。このときの決定がどのようになったのか。そしてまた、2回目は令和6年10月17日、2回目はプレゼンをやった

ということなんですかけれども、①のほうの6月25日、どのような内容の方法の決定を、要するに選定委員さんたちに伝えただけだったのか、この内容もう少し、25日の決定のことの話を少し詳細にお願いします。

それから、この団体が観光協会さんになっておりますけれども、観光協会さん分かるんすけれども、会長名が代わっております。当時は、確か及川氏でなかろうかなと私の記憶です。であれば、いつから代わったのか、登記簿謄本には観光協会としているのか、会長名までにしているのか、その辺お伺いします。

それから、課長のほうには、この会員数137名、役員などただいま説明ありましたけれども、観光協会さんは伝承館もここと2つやっているわけですけれども、神割崎と伝承館との観光協会の振り分けした場合、同額なのか、どちらがウエートを多いのか、同じような仕事のパーセンテージで言えば半々を簡単に言えば半々でやっているというのか、3・7でやっているのか、その辺の詳しくお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1点目の第1回目に当たります審査委員会の内容と決定内容ということでございました。

すみません、私が早口で申し訳なかったんですが、先ほども申し上げさせていただいてござりますけれども、審議内容は、指定管理者の募集方法並びに候補者の選定基準、審査基準について審議をいたしました。

その結果といたしまして、指定管理者の募集方法については公募と決定してございまして、また、先ほども申し上げましたとおり、審査基準について大きく8つの項目で審査をしたと、そういった審査基準を設定したというものでございます。

2点目の団体の代表者のお話でございますけれども、申請書に添付いただいた履歴事項全部証明書を参考にお話をさせていただきますと、先ほどお名前がございました前会長さんと現在の代表の方のお名前ですね。令和6年の6月25日に退任並びに就任、令和6年の7月5日に双方の登記といったことで記載がなされてございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 3つ目の指定管理業務の割合ということなんですかけれども、伝承館事業とキャンプ場の運営は全く別事業になりますと、観光協会の中で2つの指定管理を受けているというような状況になります。

ただ、先ほど職員数ということのお話がありましたので、全体で常時雇用の人数で言います

と、37名のうち、キャンプ場は常時雇用が4名、3.11メモリアルは5名の運営となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、この審査委員会は、この6月25日をもって副町長、職員、そしてJA、JVの人たちの一般のほうは入っているということなんですかけれども、これはこの日に改めて、これをするための委員会が発足したのか、その辺お伺いします。

そして、法人代表者の異動が6月25日に出されて7月5日に法人登記されたということなんですかけれども、その法人登記の登記簿ができたのが7月5日という解釈でいいのか。また、この契約するに当たって個人名まで含むのか、観光協会だけでいいのか、ここには会長名が出ているので、この会長名も含めて契約だと思うんですけれども、その辺をお伺いいたします。

それから、ただいま伝承館とキャンプ場の職員数は分かりました。

委託したときから見れば、今は経費も750万円から600万円に少ない経費ができるようになつたとお話ありましたけれども、非常に努力の甲斐がありましたけれども、では現在は幾らで契約をしているのか、その辺、750万円なのかどうなのかということを再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、1点目の審査委員会の構成そのものでございますが、何も今回改めてこの審査委員会といった合議体を設置しているといったものではございませんで、平成18年のいわゆる自治法改正によりまして、公の施設に指定管理者制度を採用する導入するといった時点、告示の番号が平成18年3月22日告示第21号となりますが、この段階から南三陸町として審査委員会は設置してございます。

なお、審査委員会そのものでございますが、指定管理者のこういった更新時期に当たる審査はもとより、毎年、指定管理者制度を導入している施設の業務点検結果について審査し公表するといった件も担っていただいてございますので、既にホームページ等でも公表しているとおりでございます。

また、2点目の登記簿の内容ということでございますが、6月25日に退任就任ということで、何かしら総会等での決議がなされて、そういう形になったものだと思います。7月5日というものは、登記がなされた日付でございます。これは、いわゆる登記事項証明書に基づく情報でございます。

また、団体名なのか、個人名なのかということになりますが、通常の契約行為に何ら変わるもの

ことがなく、契約あるいは指定の相手方の主体といったものは法人その他の団体、株式会社等と同じ形になりますので、契約の相手方そのものは団体となります。

ただ、その法律行為を行う方は代表たる会長の名前で法律行為を行っていただく。それは町の場合と同じでありますと、町も契約の主体は南三陸町、その法律行為を行うのが町長と、そういういった枠組みと全く同様となります。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 現在の指定管理料ということで、こちら年度協定書に基づきまして600万円となっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）
ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 36ページの審査事項項目の中で、自主事業の提案という項目が出ています。

そこで伺いたいのは、これまでいろいろ指定管理期間に取り組んできたと思うんですけども、今回のこの審査会におけるときの新たなといいますか、そういういた事業の提案があつたのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

今回の自主事業を御提案いただくに当たりまして、様々これまでと重複する部分がございます。飲食営業ですか、弁当販売ですか、あとは催事出店といったようなことです。

具体に新たにこういったものといった部分といいますか、特に力を入れられるという部分は、力を入れられてお話をいただいた部分といいますか、やはりコロナ禍等でこの施設に限らずして公共施設の利用者数といいますのが減少しているまだといった状況がございまして、昨今話題となってございますインターネット・SNS等配信をしながらより集客に努めています。

また、そういうことから付随します新たな集客、ターゲットやマーケットといった表現になろうかと思いますけれども、インバウンドを含むハイカー向けプランの新たな造成、あるいは教育機関や大学のサークルなどについて誘致する、その他もろもろを様々御提案はいただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今後とも同じような形でやるということで分かったんですけども、そ

こでもう1点伺いたいのは、新たな事業ということで、たしか地域おこしの方が報告会等をちょっとのぞいた際に、サウナを何か研究している人がいたみたいなんですけれども、そういったことは連携して、例えばキャンプ場にブーム終わったかどうか分からんのですけれども、簡易的なやつも今いっぱいあるみたいなので、そういったやつも取り入れていくのもいいんじゃないかという、私の提案ではないんですけども、そうして今、事業型で活躍してもらっている地域おこしの方をこういったまちづくりに利用というんですか、活躍していくのも一つじゃないかと思いましたので、その点は、即答はあれなんでしょうねけれども、そういう考えが今後していくのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今野議員の御提案という形のお話なのかなと思いますけれども、そもそも地域おこし協力隊の制度に照らして考えますと、例えば観光協会さんが受入れ事業者となると仮定をいたしまして、新たにですね、その観光協会さんとして地域おこし協力隊の方の活動と観光協会さんの事業活動といったものをリンクする、その上での事業計画を成立をさせていただいて、その中に何かしらサウナで地域おこし等といった計画が成立すれば、ないことはないのではないかなと思います。現段階ではそういう形の答弁しかなりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 指定管理、応募の方法は公募というお話をしました。公募をする際に、例えば先ほど条例改正といいますか、料金の改正のときに5年間で400万円ぐらいの増収が見込まれるというお話をありました。

その公募の中に、そういった、これまでよりは5年間で400万円ぐらいは、何ていうか、増収になりますよということが分かるような公募方法をしたのかということなんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） ただいまの御質問については、まだ公募の時点で条例改正決定しておりませんので、そのような増収が見込めますよといった謳い方はしてございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） そうしますと、今、契約されている指定管理されているこの団体と、このような値段400万円上がるよというような内容の話、料金改定に当たって、それはいつ頃なさったんですか、現在の指定管理者の方と。

先ほどのお話を、それ聞いたんです。この値段を上げるに当たって、現在やっている方々との

話はどうなってんのやという話を先ほど聞いたら、要は、この今やられている、指定管理を受けている団体はそういうことも分かっているんじゃないかなという思いで、今質問しているんです。

その段階ではまだ話は出していないというお話をしたので、いつの段階で話をしたのかということなんですよ。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほどのお答えで400と答えたのは、あくまでも私たち、町側の算定でありますので、観光協会、指定管理を今受けている側で自分たちの積算、見積りをしたかもしれませんけれども、そこはこちらから提示したというような事実はありません。

それから、今回の条例改正については、実は神割崎キャンプ場の料金改定については、もう大分前から、実はコロナの前から懸案事項でありましたので、例えばこの応募の前後になって突然に沸いた話ということではございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 料金改定はいいんです。コロナ前からの懸案だって、それはいいの。

私が言いたいのは、現在やっている、指定を受けている団体が上がるということを分かっていたのではないかなど。分からなければ分からぬといいんです。

要するに、今度新たに申込みをしようとする団体がいても、従来のとおりの料金だという認識で、これではやっていけないからやめましょうというのがあっては駄目だと、駄目だよというか、それでは不平等さが出るんじゃないかという懸念から今質問しているわけですよ。だから、その辺、何も現在の指定管理を受けている団体にはそういった類いの話は一切していないと、情報もやっていないというのであればいいんです、それで。それが正しいやり方ですから。その辺の確認をしたくて質問しているんです。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほども申し上げましたように、今現在、運営をしている団体ですので、その現場の状況の情報も頂戴しておりますし、今回の改正内容について一切知らないかというと、そういうことにはならないと思います。

ただ、積極的にこちらから、例えばこういう改正があって幾らぐらいの増収があるよというような情報提供の仕方はしておりませんので、いずれにしても、例えば他の県のキャンプ場の実態を調査するにしても、現場の方々の知見も聞きながら、条例改正については検討しております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第37号 権利の放棄について

日程第 9 議案第38号 権利の放棄について

日程第10 議案第39号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第37号権利の放棄についてから日程第10、議案第39号権利の放棄についてまで、お諮りいたします。以上3案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、3案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第37号から議案第39号までの3議案、権利の放棄について御説明申し上げます。

本案は、病院事業の診療費に係る債権について、未収金確保に努めてまいりましたが、債務者の死亡、所在不明により徴収できる見込みがないため、権利を放棄したいことから、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては病院事務部事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第37号から議案第39号までの権利の放棄につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書は18ページから20ページ、議案関係参考資料は37ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、南三陸病院の前身であります、登米市米山町に開設いたしました公立志津川病院における入院診療、並びに公立南三陸診療所における外来診療に係る診療報酬の未収金であります債権、合計いたしまして2万106円の権利の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これまで債務者に対し電話連絡、督促状及び催告書の発行など収納に努めてまいりましたが、また所在地の把握のため住民票や戸籍謄本などの公用請求も行ってまいりましたが、ここに至り、債務者の死亡または所在不明によりまして今後の収納が見込めないという状況になってございます。

また、本案は、いずれも時効期間の3年を経過しておりますが、さきの事由によりまして、債務者による時効の援用ができないという状況もありまして、今般、議会の議決により債権を放棄する御決定をいただき、不納欠損処分を行い、債権管理の適正化を図ってまいりたいというものですございます。

なお、本放棄後の過年度未収金につきましては、令和6年11月時点で、入院診療が5名で75万円ほど、外来診療は24名で17万円ほどと、合わせまして92万円ほどという状況になってございます。

これにつきましては、引き続き早期の収納につながるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明で分かったんですけども、この人たち、名前見るからにして経過年数が13年ということで、震災後にかかった人たちなのかなあと見受けられます、住所不明ということもあります。

そういうことからして、もっとあるのではないかなあと思われるんですけども、13年前と10年、これ2万106円だけで終わりなのか、あとはないと思うんですけども、確認したいと思います、その辺。

それから、令和6年の11月、先月現在で92万円という未納がありますけれども、この人たちのその年度、いつぐらいからなのか、その辺分かっている範囲でお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まず、今回議案で提出させていただきました債権について、この方々についてはこれが全ての金額ということでございます。

そのほかに、先ほど92万円と申しましたものにつきまして、入院につきましては、現在過年度として令和4年度と令和5年度、5名で約75万円ほどということになります。

外来診療分につきましては、平成23年度から令和5年度まで、24名の方で17万円ほどという状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 古いのはこの人3名の方たちということで、その他がないということで、債権放棄はこの3名だけで、あの古いのは令和4年、それから平成23年の92万円ということなんですかけれども、この時効の3名だけで、あとはないという解釈でよろしいでしょうか。時効を迎える人たちの住所不明とか連絡がつかないという人たちは、これ以外にないということでおよろしいのか、その辺再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） この4月から私債権の滞納対策の総括に関することは会計課で担当ということでやっている関係上、私のほうから答弁させていただきます。

今、病院の事務長が申したとおり、外来につきまして病院の債権、外来につきましては平成23年度の分から令和5年度までの分で約17万円というお話をしております。

そして、時効は病院の債権につきましては3年というお話をしておりますことで皆様もお分かりのとおり、もうないんですねというお話をございましたが、ありますよということです。

ありますよというものにつきましては、まだ、町として債権を放棄するというところまで煮詰まっていないというものでございますので、今後、やはりこれにつきましても債権放棄せざるを得ないというようなことになったとした場合、こういった形で議案として上程をさせていただいて、御審議をいただく可能性はございます。

ただ、もう1点ちょっと付け加えて申せば、この時効というのは、私債権につきましては、自動的に時効になったから取れませんよというものではございません。時効期間が経過した後、その当該者が「私、時効を援用します」という意思表示なりをすることによって、債権が消滅するというものでございます。

今回は、行方不明、死亡ということで、意思表示を今後もしていただきたい可能性が非常に高いということでございますので、議案として上げて、債権を消すと。そして、その後、不

納欠損処分に至るといったプロセスが必要だろうということでございますので、どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりました。

そうですね、今後も平成23年度からあるようなので、その推移を見ながら、努力しながら債権回収に当たっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

自治法の96条1項10号によりますと、議会の議決とあと条例に特別の定めがある場合は放棄できるとあるんですけれども、当町には当然特別の定めがないから提案しているんでしょうけれども、今後、特別の定めを定める必要はないのかどうかを1点確認と、あと、今回時効になってから時効が3年ということですけれども、10年前後で放棄の提案がなされたわけですから、10年という期間ですか、それはどういった、ある程度一定期間と見たらいいのか、そのところを伺えればと思います。

あともう1点、先ほど会計のほうから不納欠損とありましたけれども、自治体というか、行政において貸倒引当金とか貸倒償却みたいな、そういう機能があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） まず、後ろのほうから、貸倒引当金、引き当てですね、ありません。

あと、10年という話でございますが、ちょっと関連して申せば、法律が変わっておりまして、病院の債権につきましては3年だったんですけども、過去に。現在は5年です。10年間云々という話がございましたが、この4月から会計課で担っております滞納対策に関する総括と、これは町ではほかにも私債権、例を挙げれば学校給食とか、あと保健福祉で担っている貸付金とかいろいろございまして、滞納がありますので、これについてしっかりと法的に管理をする必要があるだろうということで、この4月からということでございますので、特段10年たったから云々ということが発露ではございません。

あと、債権管理条例につきましては、確かに債権管理条例を設けて、例えばこういった場合は、議会の議決にかけずに条例に基づいて処分することができる旨の条例を制定している自

治体も多ございます。ただ、当町にはないからこのような形で一件一件というのは、議員御指摘のとおりでございます。

今後につきましては、現在のところ、そういった条例をつくろうという具体的な動きはございませんけれども、今後の状況によりましては、そういった形で条例を制定させていただいてということも、全くゼロではないのかなと。

いずれ今後の債権の動向とか、整理の動向とかを見ながら考えていくことなのかなあと思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号の討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第45号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第45号令和6年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、全国的に準備が進められている基幹系システムの標準化に向けた債務負担を設定するほか、旧防災対策庁舎の照明設備に係る工事費を計上するなどしたものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案第45号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,045万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億3,219万円とするものでございます。

次に、2ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。
最初に歳入からでございます。

15款国庫支出金14.5%、16款県支出金5.9%、17款財産収入1.2%、19款繰入金10.5%、補正されなかった款項に係る額が67.9%でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

2款総務費22.0%、3款民生費20.1%、4款衛生費10.3%、5款農林水産業費8.9%、6款商工費2.9%、7款土木費6.9%、9款教育費11.9%。

4ページをお開き願います。

12款予備費0.3%、補正されなかった款項に係る額が16.7%でございます。

次に、5ページ、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

1点目は、ホームページ構築業務ですが、今年度当初予算で当該業務については2,000万円を計上していたところでありますが、作業スケジュールの見直しのため、今補正により歳出予算全額を減額し、今年度内は契約を締結するとともに準備を行い、早期に新たなホームページを開設できるよう、令和7年度までの債務負担を設定するものでございます。

2点目の標準化システム機器導入業務でございますが、令和8年1月から標準化システムの稼働に向け、今年度内に令和12年度までの賃貸借契約を締結するものでございます。

3点目の住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務につきましても、令和7年9月の当該機器更改に向け、今年度内に令和12年度までの賃貸借契約を締結し、必要な準備を行うものでございます。

4点目の農林業災害対策資金利子補給についてですが、昨今の原油価格、農業用資材の高騰及び子牛価格下落に対する利子補給を行うものであります。

なお、利子補給率1.25%のうち、1.0%は県からの補助で、残り0.25%が町の補助となります。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

9ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

上段の15款1項2目衛生費国庫負担金、補正額151万6,000円の増額については、新型コロナウイルス予防接種による健康被害に対する給付金でございます。対象者は1名でございます。

同じく15款2項国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金1,000万円の減額につきましては、先ほど債務負担行為で触れましたが、ホームページ構築業務の減額に伴い、2分の1国庫補助である本交付金も併せて減額するものでございます。

その下、2目民生費国庫補助金、右側説明欄に記載の子ども子育て支援交付金176万4,000円の増額につきましては、放課後児童クラブ利用者増に伴う増額補正でございます。

なお、10ページ上段の16款2項県補助金2目民生費県補助金でも同額を増額補正しております。

同じく10ページ、17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、全有利上げによる利息増であり、同額を歳出基金に積み立てるものでございます。

11ページをお開き願います。

同じく17款2項財産売払収入1目不動産売払収入609万4,000円の増額ですが、説明欄記載の町有地売払いにつきましては、大森防集元地1件の売払い分、その下、移転促進団地売払いにつきましては、杵沢団地1件の売払い分でございます。

続いて、12ページからの歳出でございます。

それでは、科目別に説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、各課にわたり事業及びそれに伴う国・県の補助金確定に

による実績での予算の増減がございますので、説明につきましては、増減の大きな主要部分及び新規事業等についての説明とさせていただきます。

2款総務費 1項総務管理費 5目財産管理費22節過年度復興交付金返還金は、財産処分に係る過年度復興交付金2件分540万円を返還するものでございます。

続いて、14ページをお開き願います。

2款3項戸籍住民基本台帳費17節備品購入費109万6,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付申請用タブレット2台分の購入費でございます。

15ページをお開き願います。

3款民生費 1項社会福祉費 4目障害者福祉費国庫補助金19節扶助費1,200万円は、説明欄記載の給付費の実績見込みに伴う増額、その下、22節償還金利子及び割引料362万円の増額につきましても、国・県の補助金確定に伴う実績による増額でございます。

次に、16ページ、同じく3款2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、2目児童措置費につきましても、それぞれ今年度の国庫補助金実績による返還金でございます。

4目の子ども医療費150万円につきましては、今後未熟児1名への支給が見込まれることから増額するものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費19節扶助費151万6,000円の増額につきましては、歳入で説明いたしました新型コロナワクチン接種による健康被害が認められた方1名に対する給付金でございます。

次に、このページ、最下段、5款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費12節委託料につきましては、有害鳥獣埋設場所について空きがなくなったため、同じ敷地内の埋設場での追加整備を行うものでございます。

次に、18ページの5目農業農村整備費14節工事請負費250万円の増額につきましては、石泉地区農業用水路の護岸維持工事を行うものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

中段の7款土木費 2項道路橋りょう費 3目道路新設改良費22節償還金利子及び割引料124万6,000円の増額補正につきましては、町道横断1号線道路改良事業に係る樹木処理に伴う返還金でございます。

最下段、同じく7款4項都市計画費 2目公園費14節工事請負費700万円の増額補正につきましては、説明欄記載の旧防災対策庁舎照明設備の設置工事でございます。

20ページ、上段の7款6項住宅費1目住宅管理費22節償還金利子及び割引料170万円の返還につきましては、先般、県住宅供給公社より町営住宅家賃徴収について、平成26年から令和5年までの対象19世帯、延べ451月の徴収誤りがあったとの報告があり、過誤納返還を行うものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費10節需用費の修繕料につきましては、伊里前小学校の漏水及び戸倉小学校サッシの修繕工事でございます。

次に、22ページ上段の9款5項3目社会教育施設費12節委託料180万円の増額につきましては、平成の森芝管理作業に係る指定管理委託料の増額分でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 2点ほどお伺いします。

20ページです。教育費のほうで、校務支援システムの件に関して減額されているみたいですけれども、この辺の詳細をお願いします。

それと、その上に修繕料50万円とあります。総務課長の説明だと、次ページの21ページの分はありますけれども、事務局費の中でのこの修繕というのは何にかかっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、20ページ、1点目の12節委託料の校務支援システムの操作研修委託料なんですけれども、こちらにつきましては、校務支援システムの賃借契約がもう済んでいるんですけども、こちらの内容にこの研修会の分も含まれての契約になったことから、委託料としての支出がなくなったことによる減額というところでございます。

それから、10節の修繕料50万円につきましては、児童生徒用タブレットが壊れたりして修繕が必要なものが多くなってまいりましたので、今回、十数台程度修繕をして、子供たちのタブレットの学習に備えるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 修繕料からいきますか。修繕料、これ貸付けのルールみたいのがあつ

て、何だ、故意にとかというような感じで、結構縛りというか、ある程度の基準って厳しかったと思うんです。それに該当しない破損というふうな見方でいいんですね。まず、そこを確認したいと思います。

それと、校務支援システムの話は分かりました。

あと、それぞれここからの話って、先日の一般質問でのやり取りでもそうだったんですけども、あとそれぞれの学校の特色に合わせてカスタマイズしていくという流れということで理解しました。

修繕費のほうお願いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） タブレットの故障とかの分については、議員お話しのように、故意に壊してしまった場合は当然に弁償というところになるんですけども、学習上、どうしてもやむを得ない事情で壊してしまったという場合には、保護者から学校長に対して届出がなされまして、それが教育委員会事務局のほうに来まして、それで教育上やむを得ない事情で壊れたというところで、公費で修繕ということにしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） はい、分かりました。

ちょっと関連の質問で申し訳ないんですけども、修繕費、様々学校老朽化している部分も見受けられます。それで、ステージの幕とか、昔の学校だと結構破れていったり、それを直しながら使ってたりとかして、私の記憶も古いもんですからあれですけれども、卒業記念みたいにして張り替えとか行われたときってあるじゃないですか。今現在ってどのような感じになっているんでしょうか。志津川小学校あたり大分古いんじゃないかなというイメージあるんですが。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 卒業記念ですか、そういったところで手当てされる場合もありますけれども、基本的には学校教育施設ですので、必要に応じて壊れた分については教育委員会事務局のほうで予算の措置をしつつ、その都度修繕していくという方向でおります。

それで、基本的には当初予算の策定時期になりますと、学校のほうからまずもって必要な経費を上げてもらって、そして教育委員会事務局の職員がヒアリング等々をして、必要な教育予算の確保に努めているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、私のほうからは何点かお伺いいたします。

まずもって、先ほど議案上程になった補正予算の最初の補正予算の14ページの14目地方創生推進費の中の委託料1,500万円、これ取下げということで話がありました。

そして、その中の理由は南三陸高校寮建設工事設計業務委託料、これ取下げなんすけれども、もう少し具体的にここを説明お願ひいたします。

それと、新しい補正の14ページの総務費……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、関連で聞く分はいいんですけども、取下げとかそういうんじゃなくて、もうちょっと工夫をして聞いてください。（「議案第40号は使えません」の声あり）

○8番（及川幸子君） 関連で、高校寮の建設工事設計業務委託料の1,500万円の内容をお伺いします。

では、新しいほうの予算書でいきます。

14ページ、備品購入費、戸籍住民基本台帳の14ページの備品購入費の109万6,000円、機械器具費、説明ではマイナンバーの処理のためのタブレット2台分とお話をありました。これマイナンバー関係だと、国・県からの補助がないものなのか、これ一般財源ですけれども、国・県からの補助があるのかないのか、その辺をお伺いします。

それから、19ページ、土木費の中の公園費14節の工事請負費700万円、旧防災庁舎照明設備工事、この具体的な内容ですね、前回は150万円の設計費を取っていました。今回700万円の工事請負費でございます。

それから、20ページの土木費の住宅管理費22節償還金利子及び割引料170万円、課長の説明ですと過誤納返還金、公社のほうから平成26年から令和5年までの17名分の家賃収入が間違っていたということの返還金だとありますけれども、これは入力する側の間違いなのか、こっちの町で計算するのの間違いなのか、公社のほうの間違いなのか、その辺をお伺いします。

それから最後に、高校の寮の関係ですけれども、今後、募集したときはかなりの来年度から人数が増えるわけです。こうした場合、それに伴った寮費建設とか、そういうことを考えていると思われますけれども、その辺の変更があったと思われますけれども、今後に向かって寮費建設とかそういうことがあったのかなかったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、1点目の御質問ですね。

14ページの戸籍住民基本台帳費、備品購入費の機械器具費、マイナンバーの交付事務に当たりましてのタブレットになります。これは現在使っていますタブレットの機器の更新になります。

それで、御質問は一般財源で計上しておるので、これはマイナンバーなので、国庫補助の対象にならないのかという御質問ですが、当然現在のマイナンバーの事務費については国庫補助の対象になりますが、令和6年度分について申請している分が、事務費全体の枠で上限に達している枠で申請しております。なので、今後全体の今年度使ってきた事務費、多分、余剰になると思うんですが、それが出てきた時点で再度、今年度の最終の補正予算になるかもしれませんけれども、財源の組替えという形で補正する予定ではあります。多分、全額国庫補助の対象には当たると思われます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、2点目の御質問でございます。

防災対策庁舎の照明設備についてでございます。

資料のほうは、追加提案の議案関係参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのナンバー3のほうに旧防災対策庁舎照明設備設置工事とございます。工事内容につきましては、照明の設備のための制御盤が1面、それとLEDの屋外スポットライトが14基、それに伴います配線工事が一式ということでございます。

参考までに、建物外周に8灯、それと1階、2階、3階にそれぞれ2灯ずつ、合わせて14灯の設置を行うものでございます。

それと、続きまして3点目、住宅料の過誤納返還金についてでございます。

こちらのほうにつきましては、昨今、群馬県から端を発しているわけなんですが、ちょっと住宅使用料の控除額に誤りがあったという事案がございまして、宮城県内においても「各市町村、ちょっと確認をしてください」というような通知が国・県のほうから来ております。

それに伴いまして、公社、一義的には公社のほうに住宅使用料の算定等もお願いしていますので、一義的には公社ということになろうかと思いますが、公社任せにせず職員も一生懸命になってそういう控除ミスがないかということで確認をいたした結果、先ほど総務課長の説明にもありましたように、トータルといたしますと、平成26年から令和5年まで、19世帯、あと約170万円ほどの過誤納金があったということで、今回それを各入居者の方々に返還をするものでございます。

内容といしましては、住宅の入居する際の名義人さんが70歳以上の場合、なおかつ例えば

息子さんとか娘さんと一緒に住まいになっていたとした場合に、住宅名義人ではあるんですけども、所得が48万円以下で扶養に入っていましたとなつた場合には、本来その御家庭の収入額から10万円を控除するというちょっと規定になってございましたが、それをこちらは人為的なミスということになるんですが、そちらの控除がなされていなかつたと。それに伴いまして、住宅料が過大に徴収されておつたということが、今般、判明いたしましたので、その分の約170万円の返還を行うというような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今後どうするのかという部分で。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今後ということで、新たな予算書ですと、地方創生推進費ですと、13ページ、基金利子しか出ておらない部分ですけれども、その点について今後でございますけれども、議員御指摘のとおり、現在の寮数のハード的な面に照らしますと、最大受入れ人員といったことについては当初から不足が生じるといったことは事実でございます。

一方で、それについて今般、当初は様々寮建設等検討させていただきましたが、最終的な財源の精査等に当たりまして、一旦、取下げさせていただくことといたしました。御心配、御迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

なお、今後につきましては、御承知のとおり、これまで全世帯の皆様に、いわゆる民泊の受入れの是非ですか、あとは既存の宿泊施設の皆様に下宿のような形でお受け入れていただくことが可能かといった、これまで活動してきてございます。継続してそういうこと等も試みながらも、一方で、現実としてどういった形、数の受入れが確実にお約束できるかといった部分は見極めていく必要があるだろうと、現段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） すみませんけれども、後ろのほうからいかせていただきます。

今、課長の答弁ですと、いろんな手法を、これが取下げできなくなつたので、手法を変えてということになりますけれども、手法を変えるに当たつて、今、町営住宅が大分余っている。例えば伊里前の住宅も余って、そこからJRバスも出ております。そうしたことを考えると、そういう余っている住宅使うのも一つの方法かなと思うので、そういうことも検討していくだきたいと思います。

1年生、2年生は、立派な寮に入っているからそうするのではなくて、別な方法、今、課長が民泊とかいろいろなこともあるというのがありますから、皆さんでその辺を考え直して、別な方法ということもあるんだったら、そういう使っていない住宅も使うのも一つの方法かなと思われる所以提案させていただきます。

それから、20ページの住宅料の返還ですけれども、これは19世帯で10万円の控除をしなかつたということの説明のようですが、これはいつ発覚して、今年の分なのか、これいつ発覚したものなのか、この辺を再度お伺いします。

それから、19ページの工事請負費の700万円ですけれども、14基ということで、1階から3階までの主にLEDに直すということなんですが、14基ついてるやつの変更と考えてよろしいですか、今既存のやつの。今ついてるほかに14基の新しいLED、あそこ奥、真っ暗って、若干、私はついているのもあると解しますけれども、新たに新しくするというのか、ここもう一度。

私、頭悪いのでね、もう一度お願いします。

それから、次の14ページの備品購入費の100万円、できるだけこれは国の施策なものですから、単費を使わないで、なるべく補助率のいいのを使って実施されて、今後とも実施していくべきだと思います。その辺、再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 督の不足が生じた場合に町営住宅の空き室をといったお話をございました。

確かに議員お話しのとおり、部屋、箱といった物理的な空間としますれば、居住のスペースとしては適切かと思うんですが、一方で、やはり親元を離れて中学校を卒業してこちらの地にお越しになった方々、保護者の方々が特に御心配される点というのは、こちらでの生活を送る上でのいわゆる見守りの部分であることは確かです。町営住宅等に例えれば生徒等だけでお住まいになるというのは現実困難だと思いますし、それに行政のほうで見守りの部分をプラスするとなると、新たな費用の発生ということになりますので、立派な町営住宅ではございますけれども、空き室について寮代わりに使用するというのは、現実的には困難が多いと、現段階では整理をいたしております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、3点目でございます。

いつ分かったのかということでございますが、国土交通省からは令和6年6月28日付で家賃算定に関する所得に対する確認ということで通知が県経由で回ってございます。

それを受けまして、町においても公社と連携を取って、過去に遡り、先ほどいつまでということでございますが、平成の26年から令和5年までの10年間でございます。その期間につきまして、過誤納がなかったかどうかということでデータ等を調べた結果、今般、19

世帯、約170万円ということが発覚いたしましたことから、今回、12月補正予算に計上いたしまして、お認めいただいた後に各世帯のほうに返還をさせていただきたいということでございます。

それと、2点目の防災対策庁舎の照明でございますが、今現段階で防災対策庁舎自体には照明はついてございません。新規でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君、簡明に行ってください。

○8番（及川幸子君） それでは、住宅使用料は10年間ということで、この人たちの、利用している方たちへの説明は納得できる説明を理解していただいているのかどうなのか、どういう形でやったのか、その辺お伺いします。

それから、防災対策庁舎の14基ということなんですけれども、1階から3階まで確かに森のほうにはぼんやりついているんですけども、今考えると庁舎の中にはついていない。そうすると、1階から3階までのLED700万円、それは、もちろん電気だから夜しか使わないんですけども、自動で、センサーで人が行ったらつくようになるのか、時間になればついたり消したりできるのか、くどいと思われますけれども、その辺お伺いします。

それから、さっきの寮の関係ですけれども、空いている町営住宅、親御さんが心配だからそれはできないという話なんですけれども、今後、これができない分考え方やないんですけども、またこれに見合う寮を造るようになるのか、それとも全然関係ないところでの寮になっていくのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、御質問の順番に、まず住宅料の住民への説明という御質問でございますが、今般、確定しないうちにむやみやたらと文書発送等しますと混乱を招くということで、今般、確定した世帯、あとは金額に基づいて補正予算を計上させていただいているわけでございますが、お認めいただいた後にはおわび状を添えて返還をしていくということになります。

ですので、現段階で、どうやって調べたのかということでございますが、過去のデータを全部、全件網羅して調べまして、その中から、まずは該当しそうなものをピックアップすると。またさらにそれをより精査をかけて、さらにはピックアップした結果というような状況でございます。

それと、防災対策庁舎、どういった形でつけるのかということでございますが、設計費の予算計上の際にも御説明があったと思いますが、毎月11日、安全・安心の日の前日の10日の夜

に啓蒙普及のために夜間において照明を点灯させるということでございます。

具体的のシステム的には、タイマー等でセットいたしまして、10日の夕方になると電気がついて、11日の朝方明るくなると消えるというような仕組みの照明となってございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今後における寮、その他宿舎の在り方といったことでございますが、新たな寮建設といった部分につきましては、今般の取下げに至りました精査・検討の中の事実関係をつないでいければ、新たな補助制度等が創設されない限りは現実的には困難が多いだろうと考えてございます。

したがいまして、今の段階でお話しできることとしますれば、様々な選択肢を我々のほうで模索しながら、引き続き必要な検討をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時45分といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。ありませんか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先ほど来話題に上がっていますが、旧防災対策庁舎の照明についてお伺いします。ページでいうと19ページです。

設計の段階でも議論があったと思うんですけども、もう一度確認したいのは、どういう目的で設置される照明なのかということを伺いたいです。

私のメモによれば、暗くて危険だからというような要望が以前からあって、それに対応するために設置するというような答弁があったやに記憶していますが、改めて、暗いのは事実だと思います。暗くて危険だから照明をつけるのか、暗くて庁舎がよく見えないから照明をつけるのか、どういう目的で設置される照明なんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 確かに私、暗くて危険だからというふうなお話をさせて、前回いただきました。

それもありますけれども、たしか恐らくその後に防災対策庁舎につきましては、次世代に向けて、この震災の風化もそうですけれども、そういった後世に残す、そして、二度とそういう

った悲惨な災害が起こらないような訓練等も含めて、そういった町民全体に、ましてや町内外から観光客がいらっしゃるというふうなことも含めて、そういった象徴的な建物でございますので、そこは先ほど建設課長のほうから答弁ございましたけれども、安心・安全の日々々の祈念となる日に点灯をさせていただいて、そういった今お話した部分の啓蒙啓発というふうなところにもつなげていきたいというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） とすれば、私は、公園はいいんですけども、鎮魂のモニュメントとかは、いろんな思いを持ってそこにいらっしゃる方がいると思いますので、観光という言葉でもいいのかなと思うんですけども、庁舎に関してはこと、あまり使いたくない言葉だなというのは個人的には思っています。

遺構として保存するということを決定して町長が、それに対しての様々な反応というものがあったと思います。そういう意味でいうと、やはり学びを得るために、未来の命を守るためにあの建物が役に立つかもしれない、きっと立つだろうということでの選択だったというふうに思います。

そうなると、それが目的であるということであれば、夜にあの場を訪れて学びを得ようとする人がいるんでしょうかということが単純に疑問なのと、また、月に1回点灯するという予定なんでしょうかね。毎月10日の夜。そしたら、年12回しかつかないですよね。

学びを得るために、あの庁舎で、象徴的なあの建物でライトアップをするという必要があるのであれば、毎日やらないと意味がないと思うんですよ。月に1回するという意味。また年に1回だというんだったら、その日だけ照明器具レンタルってきて照らせばいいと思いますし、常設であそこに照明を仕込む意味がなかなかちょっと理解しづらいなという部分があります。

そうなぜ思うかというと、新たな観光スポットとして庁舎が認識される可能性が多分にあるんじゃないかなということを懸念するからです。その辺り、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 前回、伊藤議員のほうからも御質問ありましたように、町としては新たな観光施設というふうな思いで点灯するというふうなところではございません。

そういった意味では今お話させていただきましたとおり、次世代の命を守る学びというふうな部分を主眼に置いて、今回、照明というふうな措置を取るわけですけれども、であれば毎

日のほうがいいんじゃないかというふうなお話もありましたけれども、そこは、まず、私、前回はたしかお盆と、あとは3.11、そういったときに点灯するというふうなお話をさせていただいたんですけども、ちょっと今後、その辺の状況に関しましては、反応を見ながら検討はさせていただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 実は私自身は、あんまり個人的見解言うのもどうかと思いますけれども、夜にあの公園に来てほしいという思いがずっと前からあって、中橋もそうなんですが、夜間にライトアップされると非常に幻想的なといいますか、きれいな空間になって、もしかしたらそこに亡くなつた方を思う気持ちが乗つかるといいますか、静かに何か思いを巡らす空間でもあるのかなというふうには思つていて、ただ、防災庁舎について考える会などで検討させていただいたときも、町民の方の多くは、やっぱりあの庁舎に対して複雑な思いを持っている方が自分の身近にいるということは強く認識されているので、保存にしろ、解体にしろ、あの庁舎だけをピックアップしてということに対してものすごくやっぱりアレルギーといいますか、抵抗感があるということは常々感じてきました。それは直接の御遺族以外の方、町民の方の多くはそういうふうに思つてているかなあと。

ですので、伊藤議員が前回強くその辺りをおっしゃつていただいたので、前回、私たしか質疑していないと思うんですけれども、700万円という予算を使って照明をあそこに設置するというものに対して、複雑な思いがどの立場の町民にもあるだろうということは想像にかたくないということはお伝えしておかなければいけないのかなというふうに思いますので、今、総務課長のお答えですけれども、できれば町長が防災庁舎に照明をつけるということに対して、どのような思いがあるのかということはお伺いしたいなと思うんですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の率直な思いを申し上げさせていきますと、基本、町有化させていただきました。いろんな思いもお持ちの方というのは、当然私自身もそうですが、そういった方々もいらっしゃるというのは重々承知しております。

実は今年あそこで灯籠流しを始めました、去年か。始めたときに、やっぱりあの場所に亡くなつた方々にこの場所だと、この場所にお帰りいただけるよという場所を、しっかりと天上のほうに向けたいと、そういう思いは強くありました。

したがつて、そういうような照明をつけることによって、亡くなられた方々に哀悼の誠とい

う言葉は似合わないかもしれません。そういう思いを持ちながら、我々はあの場所で手を合わせたいというふうに思っておりました。

ですから、したがって、月に1回というふうなお話ですが、実はお盆期間中は何とかあの場所で手を合わせていただけるよう、そういう施設・場所にしたいなというふうな思いが私自身として強くありましたので、今回こういうふうな判断をさせていただいたということであります。

○議長（星 喜美男君）ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君）では、2点ですね、ちょっと簡明にいきたいと思います。

ページは5ページです。債務負担行為のホームページ構築業務でございます。

追加で今回入ってきたということは、今年度中には結局終わらないと、来年までかかってしまうということで、では、現段階ではいつまでということは、もしかしたら決まっていないかもしれません、公開時期の見通しというのはいつぐらいを見込んでるのかというのは、ちょっと分かる範囲でお示しいただきたいなということと、あと、交付金を今回返還するということで補正に載っているんですけども、残りの1,000万円の扱いはどうであるかというのをちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

そして、2点目は、前段でやり取りありましたが、防災対策庁舎の照明工事でございます。今のやり取り、そして思いをいろいろ伺った上で、ちょっと細かい部分かもしだれませんがお聞きしたいと思います。

これ、今回可決されたとすると、工期はいつまで、工期というのはどのぐらい考えているのかという部分と、ちょっと細かい話でいうと、点灯イメージというのはもう完成しているんですよね、設計業務が終わっているということは。このようにライトを、例えば向けるとか、庁舎全体を照らすとか、今の言われているとおり、1階、2階、3階と設置するということで、照明のイメージももうでき上がっているんだなというふうに思いますが、あと明るさの調整はできるのでしょうかという部分、LEDなのでどうしても明るいとは思うんですけども、その照明の調整というのはコントロールできるものなのか、その点をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君）企画課長。

○企画課長（岩淵武久君）ホームページ関連の債務負担に関してお答えをさせていただきます。

まず、令和6年度中と予定しておりました部分が、何ゆえ来年度のことになったのかといっ

た部分から申し上げさせていただきたいと思いますが、議員御承知のとおり、本町のホームページでは、その他の独自システムで開発いたしてございました潮位観測あるいは気象観測といったものを町独自で公表させていただいてございます。

今回、大幅なグレードアップといいますか、新たなホームページを構築させていただくに当たりまして、当初、いわゆる外部システム側の何かしらの改修等で比較的容易にこれまでどおりの公開ができるものといったことで検討を進めさせていただいておったのですが、新たなシステムとの連携といったことに照らしますと、やはりセキュリティー等の部分で対応すべきは当該独自のシステムではなくて、ホームページ側でそれなりの対応が必要だということが判明いたしました。

そうしましたことから、今年度中といいますか、これまでの期間において仕様まで確定して作業を完了させるといったことが現実困難でございましたので、確実なところで来年度に及ぶ作業と御了解をいただきたいというものです。

なお、公開時期につきましては、遅くとも令和7年中ということで、現段階では検討させていただいてございます。

続きまして、歳入金の交付金の減でございますが、これ実は返還ではございませんで、受領していない部分について減額するといった対応でございます。

ここもちょっと丁寧に御説明をさせていただければと思うんですが、そもそもデジ田の交付金のこの1,000万円の見込みにつきましては、事業費全体が2,000万円でございまして、その半分、50%の1,000万円を歳入として見込んでございました。

これに対しまして、メニューといいたしますれば、我々が予定しておった作業自体は国のデジ田交付金のメニューに該当いたしますけれども、いわゆる査定と、細かな最終査定が入る中におきまして、既存、本町これまでにもホームページ有してございますので、AI導入、あるいは公式LINEの構築といった部分を除いては、本来、当該自治体が責任を持って対応すべきでないかといった査定が入りました。

そうしましたことから、ホームページ改修そのものに要する部分の交付金といったものがなかなか難しいといった結論に至りまして、残るはAIの部分と公式LINEの部分でお認めいただきたいということでお願いを差し上げているんですが、いかんせんその交付金事業の性格上、単年度完結が原則でございますので、現在、財務局のほうにこういったこれまでの過程の中で事業の見直しが必要だったということをつまびらかに御説明をいたしまして、例えば令和7年度歳入等に該当部分だけでも歳入としていただけないかということで交渉をさ

せていただいてございます。

そうしましたことから、令和6年度歳入といたしましては、当初の予定の1,000万円について全額減とさせていただいているものでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目の防災対策庁舎の御質問でございます。3点あったかと思います。

工期につきましては、予算のほうをお認めいただいた後に早々に発注をいたしまして、来年の3月10日には点灯できるようなスケジュールで工事のほうは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目のイメージにつきましても、当然ながら設計終わってございますので、配置図等々は決まってございます。一応言葉のほうでちょっと御説明をさせていただきますが、なかなかちょっと実際につかないと分かりづらいというところはあるかと思いますが、基本的なイメージといたしましては、近くにいてもまぶしさを感じない柔らかい光で、建物内部のどうしてもライトで外等から照らしますと影が往々にしてできることがあるんですが、建物内部の影をできるだけ生じないような配置、なおかつ啓蒙普及ということも兼ねてございますので、45号線、398号線からも、遠方からでも目視ができる明るさというコンセプトといいますか、イメージで一応設計のほうをしてまいってございます。

それと、調光できるのかという御質問がございましたが、一部機器については、当然ながらそういった実際に何でしょうか、テスト等はしているんですが、やはり器具が全部そろわないとなかなか調光というのは難しいというちょっと点もございまして、工事に当たっては調光装置も当然一部機器にはついてございますので、実際に設置をして目で見ながら、照度等のところについては、一応調整をすることといたしてございます。（「いつぐらいまでできるのか」の声あり）

すみません、最初に工期につきましては、令和7年の3月10日には点灯できるスケジュールで工事のほうは進める予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

設計が9月で組まれて、今回、設備工事が12月、急いでいる感はすごく感じたので、ちょっと確認させていただきました。

あと、なぜこの照明のことを伺ったのかといいますと、今、課長、柔らかい光というのは当

然大事だと思います。何かすごいきらきらしているような感じではないということは理解いたしました。

あと、明るさについて、きらきら感というのは、ある意味インスタを使っている方だと「映える」ってよく使っているんですけども、やっぱりそういうことってどうしても生じてくると思うんです。来る方々もちろん観光目的の方々もいらっしゃることは理解していますし、また、そうではなくて、やっぱり慰霊と鎮魂で来ると、様々な目的を持っていらっしゃるというのは理解していますので、様々な目的があるということを理解した上で、今後何をすべきかというと、やっぱり照明をつける、先ほど後藤議員おっしゃったように、目的がしっかり見る側に伝わっていないと、前回申し上げましたが、誤った方向にいってしまうことを懸念しています。

ですので、これはしっかりとメッセージをしっかりと出してほしいです。それは町の外から来る方々だけではなくて、町民の皆さんに対してもしっかりとメッセージを出してほしい。その部分をどのように考えているか伺いたいと思います。

それから、ちょっと順番違いました。ホームページについては内容分かりました。

であれば、1年間延びたということで、内容をさらに詰めていけるという時間が生まれたのかという部分について、内容の検討ですね、スケジュールの検討だけではなくて、内容の検討も再度行うのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） ただいまお話しいただきましたように、町民に向けての慰霊と鎮魂というふうな意味合いもございます。ホームページ等々で様々な媒体でその辺はお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ホームページの改修の部分でございますが、今議員お話ございましたとおり、結果としてお時間を頂戴する形になりましたので、当初予算額を全てお示しした上でのプロポーザルということで、業者側からの総花的な提案といった形を予定してございましたが、頂戴できましたお時間を使いまして、我々のほうで可能な限り詳細の仕様といったものを時間を使って考え方をさせていただいてございます。

その結果、その契約方法等もいわゆる経済的な方法により傾く形で、ただいま検討させていただいている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤俊君） ホームページについては、当町のホームページってかなり実は重いというか、映像とかその画像とかもかなり使っていますので、その重さに対するものであるとか、先ほど答弁いただきましたセキュリティーですね、やっぱり大事でございますので、そこはしっかりと、これだけのお金を使ってホームページ改修ってなかなか例がないと思いますので、そこはしっかりとしていただきたいと思いますし、あともう一つ、過去にアップされた記事ですか、いろんなお知らせについて、しっかりとアーカイブがされている上で、過去の記録もしっかりと見れるようなホームページというのも大事ではないかなと。記録の部分ですね、そこもしっかりと検討範囲に入っているかどうか、最後確認したいと思います。

それから、防災庁舎の照明については、年に12回以外にも点灯するということで、様々な機会を通して、啓蒙とか意識を持つてもらうというのは大事というの分かりました。

先ほど町長の思いも伺いましたけれども、やっぱりＳＮＳの破壊力ってすごいと思うんです。だから、そこをどこかの時点で間違ってしまうと、本当にその方向を修正するだけでも大変なことになってしまうので、そこは慎重かつしかも的確にメッセージを、ホームページだけではなくて、いろんな場面で発信してほしいなというふうに思いますし、最後お聞きしたいのは、鎮魂と慰靈という意味では、光を空に向けて放つのも、空とつなげるという意味合いでも、これは考えていただくのは大事かなと。その意味を期待して、どのように考えてらっしゃいますかということを、最後お聞きしたいと思います。

○議長（星喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員御指摘のとおり、本町のホームページ、結構といいますか、ページ数も約1万ページになってございまして、かなり容量的にもボリュームとすれば多い重いものになってございます。

まさにお話ございましたとおり、過去の記事が全てその無作為状態で抽出となる状況ですのアーカイブといったお話もございましたけれども、基本的にホームページで保存的な機能として担うべき部分について、例えば少なくとも3割減の7,000ページに落とす等検討しながら、一方で、行政文書としてこれはまた別な形で保存すべきものといった部分の中には少なからず存在するものとして確認してございますので、単なる保存先等に限らず、保存方法あるいは公表の方法、必要性といったものについて、洗い直して対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉啓君） 確かに昨今のＳＮＳの取扱いというふうな部分は、

なかなか行政側からこうしてほしいというふうな話というのは伝わりにくいのかなというふうなところは承知しております。

ただ、あの場所に関しましては、静かに祈りをささげるというふうなところでございますので、その辺は意を用いてPRといいますか、ホームページ等々の媒体を使ってお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず、第1点目なんですけれども、先ほど前議員も聞いていたホームページの改築について伺いたいと思います。

ほとんど分かったんですけれども、そこで私から伺いたいのは、今回債務負担2,000万円なんですけれども、この財源というか、まだ決まっているのか、決まっていないのか、そのところ。例えば、もうデジタル構想の交付金は再び使えるのか、使えないのか。それでなければ、それに代わるような交付金なり補助金等充てられるのか、それとも、町の財源でやるようになるのかが1点と、あと、先ほど課長答弁あったように、自前でする部分があるということで、この2,000万円より少し安くなるのかどうか、その辺をお聞きします。

第2点目なんですけれども、ページ数12ページ、財調についてお聞きしたいと思います。

今回2億円繰入れられて、合計9億8,000万円になるわけですけれども、この9億8,000万円に対して、約当町の予算規模120億円前後だと思うんですけれども、この予算規模からしてこの財調の額は多いのか少ないのか、こういう表現いいのかどうか分からないんですけれども、そういった部分をお聞きしたいのと、あとこの財調のこれぐらいの金額になると使い道とかその予定がありましたら、その辺伺いたいと思います。

あと、3点目なんですけれども、ページ数15ページ、先ほどマイナンバーのタブレットの件でありましたけれども、マイナンバーの関連とはなると思うんですけれども、近々この保険証が廃止になって、マイナンバーとか資格証明書云々となっていますけれども、廃止になつても私ははじめ町民の皆さんは安心してというんですか、病院にかかるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1点目の御質問、ホームページの改修関連でお答えをさせていただきます。

財源のお話ございました。伊藤議員に対する回答を申し上げた内容と重複する部分があろうかと思いますけれども、お話の前提といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、当初予

定しておった歳入額全部といいますか、逆ですね、私たちが予定していた事業の全てについて、いわゆる交付金の対象として見るべきだろうというのはなかなかそういった査定をいただけなかったという事実がございます。

ですので、令和6年度から令和7年度に及ぶ以上は、一旦見込んでいたもの全てについて減額をさせていただいていると。

その上で、先ほども若干申し上げましたが、当初予定していなかった事象が生じたことによる業務期間の見直しといったことで、令和6年度の事業が令和7年度に引き続くに当たって、国側のほうでそれを予期せぬ事態といいますか、予兆できなかつた内容といったことでお認めいただけるかどうか、今まさに交渉中でございます。

ですので、そういうお話を通って、やむを得ないだろうと御回答いただけるのであれば、財源の一部としてはそれらが充てられるといいますか、充たるものになろうかと思います。

当然、全てを賄えるわけではないと考えておりますので、その他の部分についての財源については、令和7年度歳出といった形になりますので、今後しっかりと検討させていただきます。

続きまして、自前の作業といったお話をございましたが、作業といえば作業なんですが、我々のほうで先ほども申し上げましたとおり、通常こういった業務系のものについてはプロポーザルということで、こちらで御用意できる金額についてあらかじめしっかりとお示しをした上で、当該金額に基づけばそれぞれの業者さんがどういった事務作業ができるかといった御提案をいただいて評価するといった方法を用いることが通常でございます。

それに対しまして、今回我々のほうで結果的にお時間を頂戴いただく形になりましたので、その中で、そういう総花的なプロポーザルで御提案をいただいて、予算の全部について使い切るといったことを前提とするのではなくて、可能な限りこちらのほうで仕様といったものをしっかりと責任を持って詰めさせていただきまして、経済的な方法等による契約の締結につなげたい。もちろん先ほど申しましたとおり、ページ数の物理的な減少等も図りまして、事業費そのものの圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、11ページの財政調整基金の関係の御質問がございました。

この財調繰入金につきましては、現在財調が9億8,000万円、ちょっと私の受け取り方がどうかあれだったですけれども、財調に関しましては、今年度末のまだ見込みですけれども、

総額で45億円の予定です。

この9億8,000万円につきましては、繰入金といいますか、取崩しの額というふうなことでございます。

御質問にありました、当町現在121億円というふうな予算規模に対して、どれぐらいの財調の金額が妥当なのかというふうな御質問だと思います。

それに関しましては、標準財政規模で申し上げますと、当町実は55億円でございます。一般的にはその標準財政規模の10%から20%の金額があればいいというふうな表現はちょっとおかしいんですけども、その自治体によって違うんですけども、それが標準といたしますと、当町としてはこの規模だと5億円から10億円というふうな財調が理想といいますか、ちょっとその言葉の表現が難しいんですけども、目安とされているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、私のほうからマイナンバーカードといいますか、マイナ保険証に関連することですね。

まず、町において交付している国民健康保険の被保険者証をベースにお話します。

国保の保険証についてですが、9月会議において認めいただきました被保険者証廃止に係る関連する条例改正の際に御説明申し上げましたけれども、基本的に今交付されている国民健康保険の被保険者証は、来年7年、令和7年の7月31日まで今までどおり使用できます。

それと、いわゆるマイナ保険証ですけれども、マイナンバーカードをお持ちの方で、それに被保険者証を登録、国保の保険証を登録している方、いわゆる紐づけされている方、その方についてはマイナ保険証、それから従来の保険証、両方使えます。

議員おっしゃるとおり、資格確認書ですけれども、それが必要となる方は、取りあえず今現在、例えば昨日まで社会保険でした、今日から国民健康保険に加入します、でもその方はマイナンバーも持っていないです、あるいはマイナンバー持っていても紐づけしていませんという方に関しては、被保険者証に代わる資格確認書というものを交付しております。

多分、国民健康保険ならず社会保険でしたり、そういった被社会保険のほうもそういった仕組みになると思いますが、今の被保険者証を使える期限というのは保険によって違うという部分が出てくると思います。

なお、町民への周知という形では、11月の広報でその辺の周知をされているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ホームページのほうは分かりました。

そこで、財調なんですけれども、これ取り崩した分の合計ということで私勘違いしてたんですけども、そこでこの45億円という金額なんですけれども、以前、復興事業しているときだと、よくその分とかもまじったりしていて、真水の部分というのを聞いた記憶があるんですけども、この45億円は真水なのかどうか、その点確認したいのと、私、多分これまで100以上なんですけれども、予算のかかる提案型の一般質問をしてきたわけなんですけれども、最近は心が折れる状態が続いていまして、今後、再度この提案型の質問できる可能性があるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

あと、マイナンバーに関しては、7月31日までは使えるということなんですけれども、それ以降のことというのは、もしお分かりでしたら、取りあえず31日まで使えるということは分かりました。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 来年の7月31日まで使って、それ以降ということなんですけれども、その時点でマイナンバーカードにマイナ保険証として登録していない方に関しては、引き続き、申請によって資格確認書の交付を可能となります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 財調の件でお答えさせていただきます。

真水か真水でないのかというふうな御質問でございますけれども、今後、復興交付金で建てた、今回の補正予算にも載っていますけれども、土地売払いの返還もございますので、真水か真水でないかと言われれば、そういう返還もありますけれども、真水なのかなと思っております。（「あと前向きに検討っていうのは、それは」「提案型の一般質問できるかという話」「それ誰に聞いているの、俺に」「いや、町長だと思うんだけど」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） もう一度、私の言い方が悪かったのかどうか分からんけれども、私これまで一般質問い合わせしてきたんですけども、結構町長からの答弁ですと、ではこの予算の裏づけはどうなんだということで、さんざん撃退されてきましたので、今回こういった形での財調があるということで、私も質問する際に財政の裏づけもなしにというわけではないんですけども、いろんな町民の皆さんのが何でいうんですか、福祉生活向上のためのこの提案型の、この場で簡単に言いますと、パークゴルフ等を今までしてきたんですけども、

そういうた際にどうなんだということでやり込められてきましたので、今後、この財調があることによって少しでも前向きに検討してもらえるのかどうかと、そういう答弁をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 財調は幾らあってもいいということではないんですが、将来の負担ということを考えたときに、一定程度持っているということ非常に重要だと思います。

結局、財調があるから使うということではなくて、政策として何をやるのかということのほうが重要なとします。

今、パークゴルフをやるかという話かどうかかもしれません、パークゴルフは私はやらなくていいと思っています。基本的には近隣にございますので、そちらのほうに行ってやっていただければ、一つの町に一つ必ずなければ駄目だということでもございませんので、そこはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 最初に、今朝来たら、開会時間遅れると、今議運開いていると、それから全員協議会、何が起きたんだべやと。控室で説明は受けました、ある程度の。議案の取下げだと。取下げといいますか、削除といいますかね、上程になっていないから、簡単にといいますかね、手続すればできるんだということなんですが、いいことではないんだね。その責任は、どうも話を聞いていると、何か重要な案件ではないような感じ、皆さんができるんじゃないかなと、そう感じておりました。

これ提案するに時期的に早いためなのかなあと思って、この事業がですよ、最初に出していました。話を聞いていると、まだこの建設が見通しがきかない、まだね、今日の段階で。なおさら何をやってんだべやって感じしたんです。見通しのきかないものを議案として出そうとした、その行為、これ普通ではないんじゃないかなという感じをいたしておりました。

今の段階ではこの程度にしておきますが、よほど確実性を持って、議案ですから、それも2日か3日前にでもやるならだけれども、今これ、議案に入るときに当然と取り下りますみたいな話では、一体何やってんだべと。信頼性の問題ですよ、今度は。そこを十分にね、私も丸くなりましたが、十分に今後気をつけてやっていただければと思います。少し責任というものを感じていただきたいというふうに思います。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、まずは、退職手当組合の負担ですが、たしか昨年の決算だと8,900万円ぐらいなのかなと思って見ていました。

今回の何を見てみると、合計額が年度途中で9,900万円かな、1,000万円ほど多くなっていると。その大きな要因は何なのかなあということです。

以前に私も話をさせていただいたんですが、退職者がぼんと前年度に多くなると翌年の負担額がどんどん増えるのは分かっているんですが、そういう状況なのかどうかですね、その辺をお聞かせいただきたい。

それから、教育費関係なんですが、教育長さん、突然の質問ですみません。

学力、県内の子供たちの学力なんですが、以前、何か宮城県は全国から見ると非常に低いというふうなお話を聞いたことがあるんです。最近の状況どうなのかというのを心配しているんですけれども、今すぐにでは答弁できないということであれば、後日といったってこれなかなかいつになるんだか分からなくて困るんだけれども、その辺分かっていればお話をしていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 冒頭御指摘ありました、今回の補正予算の撤回につきましては、改めましておわび申し上げます。

御質問のございました退手組合の件でございますけれども、ページ数でいうと23ページ、24ページにございます。

今回、9,900万円というふうなことで、比較といたしましては153万円というふうなことでございます。

やっぱり昨今の公務員に対するですね、公務員に対するといいますか、公務員の意識も変わってまいりまして、特に若い30代、40代の職員が退職するというふうな現象に関しましては、実は毎年ございます。今年度も年度途中での退職というふうな方が既に4名ほどになっているというふうなことで、このような状況になっているわけでございます。

昨日、今日の話ではないので、例年というふうなことでございますので、何か激増しているわけではないんですけども、ただそもそもその退手の負担金というのは、このような形で1億円近い金額になっているというふうな部分に関しまして、人事を担当する者として、その辺は職員の意識、今後の教育というふうな部分に意を用いながら頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学力の点でございますけれども、従来より数値ではちょっとお示しをしていることについては控えているところでありますが、全国とか県と比べてというところ、

全国学力学習状況調査の結果でございますけれども、ここ数年というか、非常に子供たち一生懸命頑張ってくれて先生方も頑張ってくれて、小学校については、国語も算数も全国平均よりも上になっております。大変いい成績になっております。

中学校については、小学校は高いんですけども、まだ中学校のほうまではまだいってないなあというところがあって、全国平均レベルというような表現くらいのところでございます。

いずれ中学校のほうも上がっていっている傾向が見られておりますので、この傾向を教職員共有しまして、いい指導については続けるし、まだ子供たちに身についていないところにはさらなる指導の力を発揮して、学びを確実にさせていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、三浦議員から取下げの件について御指摘をいただきまして、本来ですと冒頭で、閉会の挨拶で私おわびしようと思ったんですが、今御指摘いただきましたので、この場所でおわびを申し上げさせていただきますが、今回の取下げに関しましては、議長はじめ議員の皆さん方に御迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 教育長先生、平均よりも小学校は国語でしょうけれども、上がってきたと、結構なことです。中学校も頑張ってもらえればと思います。

そこで、私もよく分からぬからお聞きするんですが、教科書選定ありますね。多分宮城県の公立学校は、宮城県の教育委員会あるいはその県の教科書選定の中で協議をした上で選ぶのかなあというふうに思っておりますが、それに間違いあるかどうか分かりませんけれども。

その際に、前の教科書と今回学力が上がったその要因、教科書を変更したという要因はあるのかどうかということをお聞きしたいんですよ。私も詳しい内容は分からぬんですが、いろんなところでその教科書選定について、いろんな議論をされているところがあります。できれば、何でいうんですか、宮城県の一流大学に入学できるような、合格できるような教科書とか。

ちなみに、開成中学、開成高校というのありますね。あそこは東大とか、あるいは京都大学ですか、一流の全国でもそこに行く合格率が非常に高い教科書を使っているというような話。つい最近、ある会合で話が出たんですが、そういうことも関係するのかなあという思いで、今質問に立っているんですが、その辺のところ、どういうふうな内容で教科書選定というの

が進められているのか、教育長さんの分かる範囲でいいですから。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教科書選定については、文科省のほうで検定を行って、それぞれの出版会社が作っているんですけれども、それが学年・教科にふさわしいかどうかを文科省が判断をして、修正すべき点を指示をして、期日内に上がってき、それでオーケーとなれば教科書として検定本ということになっております。

ですから、大体教科で、例えば国語で8社くらいとか、算数で7社とかというそれぞれの業者が決まってきて、それをどの教科を使うかということについては、これは各教育委員会が決定をすることで、南三陸町においては、南三陸町だけで決定をするのではなくて、気仙沼市さんと一緒にあって、気仙沼・南三陸町で教科書選定委員会というのを設定をしております。

その中で、どの教科書を使おうかというような話し合いをするんですが、そのときには各学校さんからの御意見、それから、各教科に専門委員という先生がいらっしゃいまして、その専門委員さん方の検討結果等々を踏まえて、気仙沼市・南三陸町両教育委員会で決定をしていくという運びになっております。

そして、この教科書がいいから学力が上がっていくというふうに思われる場合もあるかもしれませんけれども、教科書はどの教科書でも必要なものが書かれてあるんですが、ただそのときに使う側の教師側とか、これまで使っている流れとかがあって、使いやすいなあというのもと、若干使いにくいなというのが各学校から上がってきますので、使いやすいというところについて、大まかそこが選定の基準というところになっていきます。

学力が上がるというのは、教科書がどの教科書だからではなくて、この教科書をどのように使うか、あるいは学びはどのように使うかということが大事で、今、この教育の中で言っているのは、いわゆる教科書を丸暗記するだけが学力では当然ないわけで、学ぶべき内容について、どのように子供たちが学んでいくかというところが大事ですので、子供たちが主体的に、そして対話的に友達同士の学び合い、そして学びの深まりというのは大切にしていく、探究という新しい言葉がありますけれども、目標に向かってどのように自分が進んでいくかというところで、そういった仕組みを教師がこの教室の中で授業でつくり上げていくというのがとても大事なことだと思っておりますので、教科書も大事ですけれども、教師がどのように指導するかが最も大切だと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第41号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第41号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第41号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては財産収入及び繰入金を、また歳出においては総務費及び基金積立金を、それぞれ計上したものです。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第41号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について細部説明させていただきます。

補正予算書29ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を21億1,961万2,000円とするものです。

詳細につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

補正予算書35ページをお開き願います。

歳入、5款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金利子に係る増額であります。

6款1項1目一般会計繰入金は、人件費に係る繰入金の増額であります。

続いて、36ページ、歳出、1款1項1目一般管理費は人件費の増額であります。

6款1項1目財政調整金積立金は、財政調整基金利子分の増額であります。

以上、簡単でございますが、令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第42号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第42号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第42号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては繰入金を、また歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金を、それぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第42号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について細部説明させていただきます。

補正予算書40ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1億8,531万5,000円とするものです。

詳細について、事項別明細書で説明させていただきます。

46ページをお開き願います。

歳入、3款1項保険基盤安定繰入金は、令和6年分の負担額確定による増額となります。

続いて、47ページ、歳出、1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、ただいま歳入で説明いたしました保険基盤安定負担金確定による納付金の増額となります。

以上、簡単でございますが、令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第43号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第43号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第43号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において財産収入を、歳出においては保険給付費及び基金積立金を、それぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議案第43号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書49ページを御覧ください。

今補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,941万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をさせていただきますので、55ページを御覧ください。

歳入でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金は、介護保険事業財政調整基金利子として15万7,000円を計上してございます。

続いて、56ページ、歳出でございます。

2款保険給付費の1項3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、今年度これまでの実績値から不用見込み分700万円を減額するものでございます。

続いて、2款保険給付費の4項1目高額介護サービス費につきましては、今年度これまでの実績値から不足見込み分700万円を増額するものでございます。

4款基金積立金1項1目で介護保険事業財政調整基金積立金として15万8,000円を計上してございます。

最後、57ページ、6款予備費につきましては、財源調整のための計上となってございます。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第44号 令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第44号令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第44号令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきまして、収益的支出において、営業費用のうち総係費を増額し、資本的収支において、収入の企業債及び補助金を増額するとともに、支出の建設改良費を増額するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） それでは、議案第44号令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明をさせていただきます。

補正予算書の59ページをお開き願います。

議案関係参考資料は追加提案の1ページです。

今回の補正の概要でございますが、第2条におきまして、当初予算第3条予算に定めた収益的支出について、1款水道事業費用を250万4,000円増額するものでございます。

第3条では、当初予算第4条予算に定めた資本的収入、支出について補正するものでございます。

収入につきましては、1款水道資本的収入を9,800万円増額し、支出につきましては、1款水道資本的支出を1億円増額するものでございます。

続いて、次の60ページをお開き願います。

第4条では、今回の補正に合わせ、企業債の限度額を5,000万円から1億1,500万円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては、水道事業会計補正予算に係る説明書で御説明させていただきますので、64ページをお開き願います。

収益的支出を御覧願います。

支出のみでございます。1款2項2目総係費に250万4,000円を加え、総額6億1,325万6,000円とするものでございます。人事異動による増額でございます。

続いて、65ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

こちらの増額理由は、宮城県より国土交通省から令和7年度予算では補助金の満額査定は見込めないということから、積極的に令和6年度補正予算で前倒し要望するよう何度も助言・

指導がございました。このため、事業の実施に支障を来さないためにも、今回補正予算を計上するものでございます。

なお、補正予算については、令和7年度に繰越し実施するものでございます。

それでは、その補正額につきましては、まず収入、1款1項1目企業債6,500万円、1款4項1目補助金3,300万円をそれぞれ増額し、総額2億1,379万9,000円とするものでございます。水道管路緊急改善事業でございます。

続いて、支出、1款1項1目水道施設建設費1億円を増額し、総額4億1,226万8,000円とするものでございます。水道管路緊急改善工事でございます。

なお、予定している工事箇所は、議案関係参考資料追加提案の1ページにも記載してございますが、戸倉藤浜地区でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ページ数65ページ、今所長のほうからこの工事、場所を藤浜と聞いたんですけども、もう少し具体的な緊急ということなので、漏水していたとかいろいろな原因があると思うんですけども、その工事内容についてもう少しだけ詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 緊急ということなんですかけども、古くなっているということもありまして、そのために次年度、次年度というか、今回、藤浜地区、実際藤浜地区なんですけども、どこからどこっていうのもなかなか言葉でお示しするのが困難なんですが、そちらのほうを工事を実施させていただくということになります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 水道課長、9月の決算のときに、減価償却ですね、計上するの100%かという質問で、公営企業法は100%計上しなくてならないのかという質問したんですけども、後日という話でいたんですが、今分かりますかね。分かんない。

私言いたいのは、どんな質問が出るか分からない、そのときに資料もない、分からないことがある、質問。即答できないのを悪いと言ってんじゃないんです。後日なら後日でやってもらいたい。

これは副町長かな。

合併前、歌津の議会、こういうこといっぱい何回もありました、答弁できない。そしたらね、下で今のようにテレビないときだけれども、補佐が聞いているんですよね、どんな質問が出るか、その課によってね。

そうすると、何十分ぐらいすると、紙っこに書いて上げてよこすわけ。

だから、できれば我が町でも、ネットというか、見られるわけですから、補佐が課長が答弁できなければ調べて、すぐぽんとよこすぐらいの配慮できないのかなと。何、課長が答弁するの仕事なもの、俺知らないやってなっているのかなと、そう疑いたくなるわけですよ。

だから、その辺、ひとつ改革ではないけれども、スムーズにやるためにには必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 副町長。

○副町長（三浦 浩君） 御指名を受けましたので、私から答弁させていただきます。

今のような実例があるのは事実でありますので、今後においてもそのようなことがないよう、職員にしっかりと答弁できるような体制を構築してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）上下水道事業所長、後刻何かやってもらうように。（「いつまで、任期もあるものだから」の声あり）任期中によろしくお願いします。

では、ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年度南三陸町議会12月会議を終了いたします。

ここで町長より挨拶がありましたらお願ひをいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

3日に始まりました12月会議、今会議に提案をさせていただきました全議案、議員の皆様方のおかげさまを持ちまして、全て御承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

早いもので今年も1か月を切りました。めっきり寒い日が続いてまいりましたので、議員各位にも十二分に健康に御留意されて、年末年始をお迎えをいただきたいというふうに思います。

大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げます。

実質4日間にわたり、12月会議、大変御苦労さまでございました。

今朝、地元紙で町長の任期満了ということで載っておりましたが、我々議会も残すところ1年を切りまして11か月となりましたので、今後の11か月間、皆さんで頑張って力を合わせて充実した議員活動、議会活動によりまして、住民福祉の向上、そして町の発展へと寄与できればと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

これにて散会といたします。大変御苦労さまでした。

午後3時58分 散会